

双葉町

復興まちづくり計画

(第二次)



はじめに

"町民一人一人の復興"と"町の復興"をめざして

(「双葉町復興まちづくり計画(第二次)」の策定に当たって)

東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故から、5年9か月が経過しました。震災 やその後の避難先で無念の思いの中で亡くなられた皆様のご冥福をお祈りしますととも に、今なお苦しい、先が見えない避難生活を強いられている町民の皆様に対し、衷心より お見舞い申し上げます。

また、約7,000人の双葉町民が全国に分散避難を続ける中、避難先自治体の住民の皆様をはじめ、関係機関による多大なご支援、ご協力に感謝申し上げます。

さて、この度、「双葉町復興まちづくり計画(第一次)」を見直し、長期ビジョンなど町の復興に係る各種計画の内容も取り込みながら、双葉町の復興に係る総合計画として、「双葉町復興まちづくり計画(第二次)」を策定いたしました。本計画では、平成28年8月31日に原子力災害対策本部復興推進会議において「帰還困難区域の取扱いに関する考え方」が決定されたことも踏まえ、帰町に向けた道筋をお示しすることができました。

本計画の策定に当たっては、まずは庁内の体制として、中堅・若手職員で構成する幹事会で、双葉町の復興に向けた課題や施策の方向性の整理を行い、専門的な内容に関しては有識者会議での議論も踏まえ、副町長、全課長等で構成する「復興まちづくり計画推進会議」で計画案の整理等を行ってまいりました。

また、町民からの意見の集約については、基本理念としている「町民一人一人の復興」と「町の復興」に合わせ、復興町民委員会委員により構成される「人の復興部会」と「町の復興部会」において、テーマを絞った重点的な審議を行っていただきました。

さらに、若者世代を中心としたヒアリングや住民意向調査の結果、双葉町復興町民委員会からのご意見やご提言を踏まえ、ここに「双葉町復興まちづくり計画(第二次)」として決定することができました。

これからの10年は、双葉町の抱える様々な課題について、町民の皆様や関係者等の英知を結集し、連携を深めて果敢に挑戦していくことが、将来の双葉町の復興を実現していく上で必要不可欠です。

本計画の実現に向けて、町民の皆様と共に邁進し、双葉町の復興を皆様の目に見える形に具現化するため、全力を傾注して参りますので、今後とも町民の皆様のご理解・ご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定に当たり、貴重なご意見やご提言をいただきました、 町民並びに町議会の皆様をはじめ、熱心にご議論いただきました双葉町復興町民委員会委 員の皆様、関係各位に対しまして、心から感謝申し上げます。

平成 28 年 12 月

双葉町長 伊澤 史朗

構成・目次

I章 「双葉町復興まちづくり計画(第二次)」の策定に当たって

P1

「双葉町復興まちづくり計画(第二次)」策定に当たっての双葉町の復興を巡る現状や、基本的な考え方を整理しています。

- 1. 策定の趣旨(目的・位置付け)
- (1)目的
- (2)計画の位置付け
- 2. 双葉町の復興を巡る現状・町を取り巻く環境
 - (1) 町民の避難状況
 - (2) 双葉町を取り巻く状況の変化
- 3. 「双葉町復興まちづくり計画 (第二次)」の策定過程
 - (1) 策定体制
 - (2) 策定過程
- 4. 「双葉町復興まちづくり計画(第二次)」の構成

Ⅱ章 復興まちづくりの基本構想

P13

「双葉町復興まちづくり計画(第二次)」が掲げる復興まちづくりの基本理念、基本目標、町の将来像、復興の進め方(場所・時間軸)等を整理しています。

1. 復興まちづくりの基本理念と基本目標

- 2. 双葉町の再興に向けたイメージ
- (1) 双葉町の将来像
- (2) 復興まちづくりの3つの視点
- (3) 双葉町の復興・再興に向けた3つの取組分野

Ⅲ章 双葉町への帰還に向けて

P19

「帰還困難区域の取扱いに関する 考え方(政府方針)」を受け、双葉 町としての、町への帰還に向けた 考え方を整理しています。

1. 帰還に向けた基本的な考え方

- (1) 双葉町への帰還環境整備の進め方
- (2) 双葉町の避難指示解除に関する考え方
- (3) 帰還が可能となるまでの間における生活再建支援
- (4) 双葉町全域の再興に向けて

2. 目標人口

IV章 町の再興 P29

3つの基本目標の一つである「町の再興」について、Ⅲ章で述べた復興拠点の具体的な整備の進め方を中心に整理しています。

1. 双葉町内復興拠点の整備

- (1) 双葉町内復興拠点の6つのゾーンと関連インフラの整備
- (2) 双葉町内復興拠点における段階的な整備の推進
- (3) まちづくり会社等を活用した、民間・行政協働による復興拠点の整備・活性化等
- (4) 町内における役場機能の回復

2. 双葉町内復興拠点の各ゾーンの整備の方向性

- (1) JR双葉駅周辺における「住む拠点」の整備
- (2) JR常磐線の復旧とJR双葉駅の供用再開
- (3) 中野・両竹地区における「働く拠点」の整備
- (4) 浜野地区における「発信拠点」の整備
- (5) アーカイブ拠点施設と復興祈念公園の連携による情報発信
- (6) 町内復興拠点の広がりとしての段階的な整備
- (7) 関連インフラの整備
- (8) 双葉町内復興拠点の整備スケジュール (イメージ)

∨章 生活再建

P 63

3つの基本目標の一つである「生活再建」について、「町民一人一人の生活再建の実現」に向けた取組を整理しています。

1. 不自由な避難生活の改善に向けた取組

- (1) 住環境の改善
- (2) 双葉町外拠点の整備

2. 自立した生活の再建に向けた取組

- (1) 生活の再建
- (2)事業活動支援と就業支援

3.健康的で生き生きとした生活の実現に向けた取組

- (1)保健・医療・介護・福祉体制の確保
- (2) 高齢者等の健康・生きがいづくり

VI章 町民のきずな・結びつき

P85

3つの基本目標の一つである「町 民のきずな・結びつき」について、 「町民のきずなの維持・発展」、「ふ るさとへの思いを繋ぐ」取組を整 理しています。

1. 町民のきずなの維持・発展に向けた取組

- (1) 町民の交流機会の確保
- (2) 町からの情報提供の充実・円滑化

2. 次世代を育み、ふるさとを繋いでいくための取組

- (1) 双葉町を担う次世代の育成
- (2) 教育環境の充実
- (3) ふるさとの荒廃の防止等
- (4) 双葉町の歴史・伝統・文化の記録と継承
- (5) 震災・事故の教訓と復興の過程の記録・発信・伝承

「双葉町復興まちづくり計画(第二次)」に記載された取組を推進する上での体制や、今後の課題等を整理しています。

1. 関係者の連携による計画の推進と進捗管理

- (1) 関係者の連携による計画の推進
- (2) 進捗管理

2. 連携・協働

- (1) 国・県・周辺市町村との連携・協働
- (2) 町民との協働・民間活力の積極的活用

3. 今後検討を進めるべき課題

- (1) 帰還計画の作成と、防災・避難計画の見直し等
- (2) 各種の公共・公益施設の再開方針の整理等
- (3)帰町を見合わせる町民への支援・情報提供の在り方
- (4) 新規転入者の受入れに向けて
- (5) さらなる復興加速化に向けた取組
- 4. 今後の計画の見直しについて

資料編1. 双葉町復興町民委員会設置要綱2. 双葉町復興町民委員会委員名簿 (部会員名簿)
(1)町民委員
(2)アドバイザー3. 「双葉町復興まちづくり計画 (第二次)」有識者
委員名簿4. 「双葉町復興まちづくり計画 (第二次)」策定に
関する意見書

Ⅰ章「双葉町復興まちづくり計画 (第二次)**」の策定に当たって**

「双葉町復興まちづくり計画(第二次)」は、双葉町の復興まちづくりや町を取り巻く社会環境の変化等を踏まえて、「双葉町復興まちづくり計画(第一次)」を見直し、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故からの「町民一人一人の復興」と「町の復興」に向け、町として、今後5~10年程度かけて取り組む施策を取りまとめたものです。

I章 「双葉町復興まちづくり計画(第二次)」の 策定に当たって

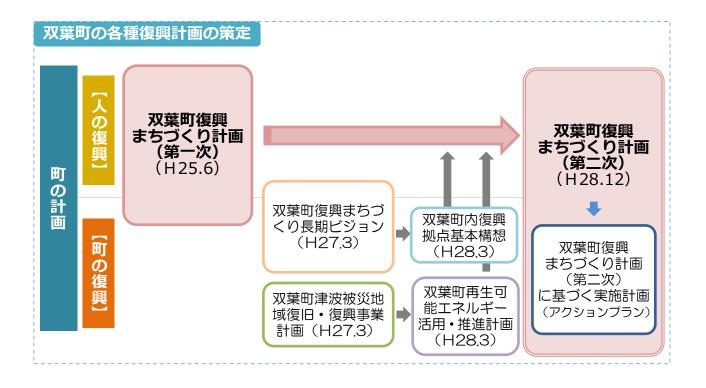
1. 策定の趣旨(目的・位置付け)

(1) 目的

- ○双葉町が、東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故により全町避難を強いられてから、5年9か月が経過しました。
- ○町の96%が帰還困難区域に指定され、そこでの活動が大きく制限されている中、いまだに町の復興・帰還の見通しが立たず、今もなお約7,000人の町民は、全国各地で不自由な避難生活を送っています。
- ○こうした中、双葉町では、町として取りまとめた各種の復興まちづくり計画に基づき、これらに描かれた施策の実現に向けて全力で取り組むとともに、「帰還困難区域の取扱いに関する考え方(原子力災害対策本部復興推進会議)(平成28年8月31日)」の内容を踏まえつつ、町の復興への道筋を示す双葉町の復興まちづくりに関する総合計画として、「双葉町復興まちづくり計画(第二次)」(以下「第二次計画」という。)を策定いたしました。
- ○策定に当たっては、町への帰還に向け、双葉町の復興まちづくりの方向性を明確にするとともに、町民にとって分かりやすく、かつ、実効性のある計画とすることを意識しました。

(2) 計画の位置付け

- ○これまで双葉町では、「双葉町復興まちづくり計画(第一次)(平成25年6月)」、「双葉町復興まちづくり長期ビジョン(平成27年3月)」、「双葉町津波被災地域復旧・復興事業計画(両竹・浜野地区復興計画)(平成27年3月)」、「双葉町内復興拠点基本構想(平成28年3月)」、「双葉町再生可能エネルギー活用・推進計画(平成28年3月)」を策定してきました。
- ○第二次計画は、これまで各計画にそれぞれ記載されていた「人の復興」と「町の復興」 に係る各種の施策を横断的に整理し、双葉町の復興まちづくりに関する総合計画として、新たに策定したものです。



2. 双葉町の復興を巡る現状・町を取り巻く環境

(1) 町民の避難状況

- ○震災・事故から5年9ヶ月が経過した今もなお、約7,000人の双葉町民は、引き続き 避難を強いられております。
- ○その避難先は全国に分散しており、福島県内の他の市町村に約4,100人(そのうち、いわき市に約2,100人)が避難しているほか、埼玉県に約850人が避難している等、全国38の都道府県に及んでいます。(平成28年12月1日現在)

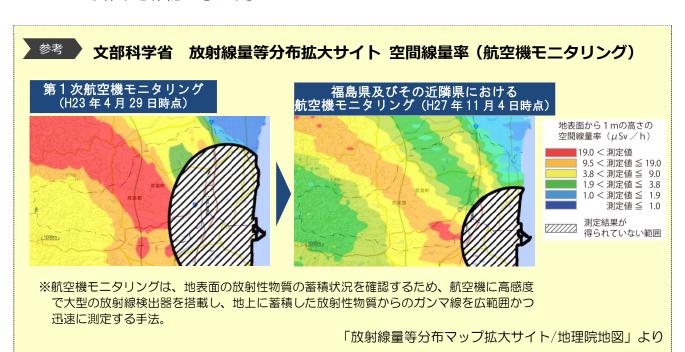
(2)双葉町を取り巻く状況の変化

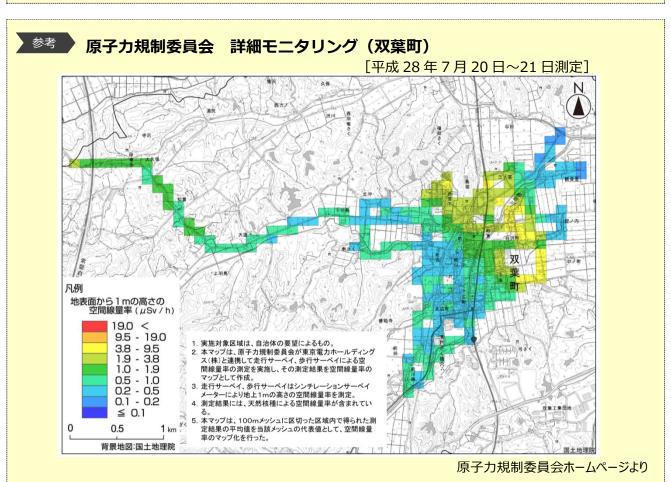
- ○震災・事故から5年9ヶ月が経過する中、町の復興は少しずつ動き出しています。特に、「双葉町復興まちづくり計画(第一次)(平成25年6月)」の策定後は、双葉町が抱える諸課題の解決に向けて、計画的な取組を推進しています。
- ○双葉町を取り巻く状況の主な変化は、以下のとおりです。

双葉	町を取り巻く状況の劉	変化			
 	~ 平成 24 年度 (2012 年) 東日本大震災(H23.3)	平成 25 年度 (2013 年)	平成 26 年度 (2014 年)	平成 27 年度 (2015 年)	平成 28 年度 (2016 年)
町(役場)の動国による避難指	(国)警戒区域の設定 (H23.4)	(国)双葉町の警戒区域を帰還困難区域と 避難指示解除準備区 域に再編(H25.5)			(国)「帰還困難区域の 取扱いに関する考え 方(政府方針)」 発表(H28.8)
動指きと	「さいたまスーパーアリーナ」、加須市・旧騎 西高校に避難(H23.3)	役場本体機能を いわき市東田町に 移転(H25.6)			
双葉町の復興への歩み			双葉町立幼稚園・小学 校・中学校再開 (いわき市)(H26.4) 国道6号の自由通行 (H26.9) 常磐自動車道全線 開通(H27.3)	(県)双葉町に復興祈 念公園の立地決定 (H27.4) 国土交通大臣が 復興IC(仮称)につい て連結を許可(H27.6) 浜野地区、両竹地区 の除染終了(H28.3)	(JR)JR常磐線の 2019 年度末の 全線開通決定(H28.4) (県)双葉町に アーカイブ拠点施設の 立地決定(H28.8) JR双葉駅西側の 約 40ha 除染開始 (H28.10)
実施した取組町民等と協働して	「夢ふたば人」主催の 「双葉町ダルマ市」開 催(H24.1)	「つなげようつながろう ふたばのわ」創刊 (H25.11) 双葉町の想いをのせ た復興ロゴマークが決 定(H26.3)	「FM ラジオ"双葉町情報 FM いわき発"」 放送開始(H26.4) タブレット端末(情報端末)無料配布(H26.9)	記憶の町ワークショップで神戸大学の学生と双葉の街並みを再現(H27.11~12) 「双葉町ダルマ市」で5年ぶりに巨大ダルマ引きが復活(H28.1)	震災後初めての双葉 町敬老会を開催 (H28.10)

①双葉町内の空間線量率の変化

- ○空間線量率については、文部科学省の「文部科学省放射線量等分布マップ拡大サイト」や原子力規制委員会の詳細モニタリング結果等で公開されています。
- ○福島第一原子力発電所の事故直後から現在にかけて、空間線量率が大幅に減衰して いる様子を確認できます。



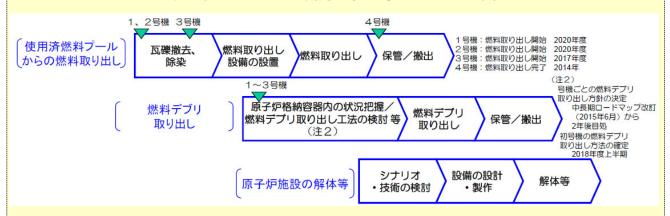


②福島第一原子力発電所の廃炉の状況

- ○福島第一原子力発電所については、中長期ロードマップ*等に基づき、安全性を確認 しながら廃炉作業が進められております。
- ○福島第一原子力発電所については、町としても、県とも連携しながら、東京電力ホールディングス株式会社からその状況の定期連絡を受け、その安全性の監視を続けています。
- ○町の復旧・復興及び町への帰還を果たしていく上での大前提となる廃炉の実施については、その安全かつ着実な推進を国、東京電力ホールディングス株式会社に対して引き続き強く求めていきます。
- *中長期ロードマップ…福島第一原子力発電所の安全かつ着実な廃炉措置に向けた中長期の取組 (工程)を明確にしたもの

参考 福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組

- ○「廃炉」とは、原子炉を解体・撤去することをいいます。
- 〇廃炉作業はまず、「使用済燃料プール」と呼ばれる場所に保管されている燃料を取り出し、その後、原 子炉内に溶け落ちた燃料(燃料デブリ)を取り出す順序で進められることとされています。
- 〇廃炉完了までには30年から40年かかるとされておりますが、その間の取組内容については、中長期ロードマップ*において、大きく以下の3つの期間に分けて計画されています。



プールからの燃料取り出しに向けて

1号機の使用済燃料プールからの燃料取り出しに向け、建屋カバーの解体作業を進めています。

2015 年 7 月より建屋カバーの解体を開始し、2016 年 11 月に壁パネルの取り外しを完了しました。

作業にあたっては、十分な飛散抑制対策と、放射性物質濃度の監視を行いながら、着実に進めてまいります。



(1号機建屋カバー壁パネル取外状況)

(平成28年11月24日 廃炉・汚染水対策チーム会合第35回事務局会議資料より)

東京電力ホールディングス(株)ホームページより

③中間貯蔵施設

○中間貯蔵施設については、福島県内の除染に伴い発生した土壌や廃棄物等を最終処分までの間、安全かつ集中的に貯蔵する施設として、福島第一原子力発電所を取り囲む形で、大熊町・双葉町に整備されています。

参考1 中間貯蔵施設の基本的な考え方(ロードマップ)

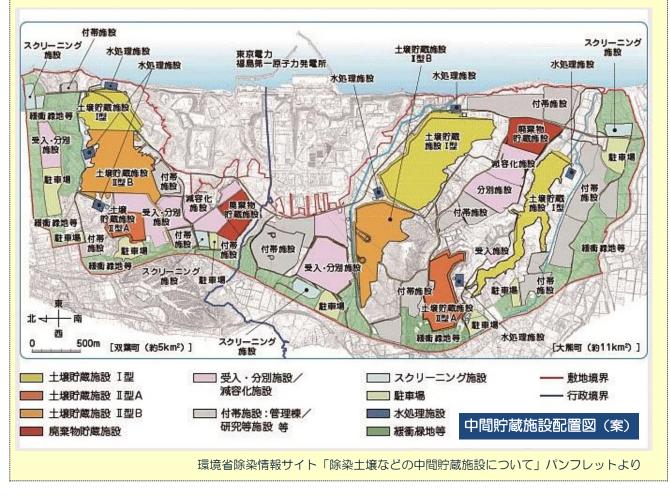
[H23 年 10 月策定・公表] 環境省ホームページより

<主な内容>

- 施設の確保及び維持管理は国が行う
- 仮置場の本格搬入開始から3年程度(平成27年1月)を目途として施設の供用を 開始するよう政府として最大限の努力を行う
- 福島県内の十壌・廃棄物のみを貯蔵対象とする
- 中間貯蔵開始後 30 年以内に、福島県外で最終処分を完了する

参考2 中間貯蔵施設の概要

- 〇中間貯蔵施設では、県内市町村の仮置き場などに保管されている、除染により取り除いた土壌 や側溝の汚泥、草木、落ち葉などが貯蔵される見込みです。
- 〇また、可燃物については、原則として焼却し、量を減らした上で、焼却灰として貯蔵される予 定です。
- 〇福島県内の除染土壌などの発生量は、減容化(焼却)した後で、約 1,600 万 m³~2,200 万 m³ (東京ドームの約 13~18 倍に相当) が想定されています。



4)帰還困難区域の取扱いに関する考え方(政府方針)

- ○帰還困難区域は、原子力災害により放射線の年間積算線量が50ミリシーベルトを超え、5年間を経過しても年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれがあるとして、長期間、帰還が困難であることが予想される区域とされております。
- ○帰還困難区域については、区域内への立入りや 区域内での活動が大幅に制限されるとともに、 除染等の復興事業が実施できないことが原則 とされており、また、その線引きが少なくとも 事故後6年は固定することとされていたため、 帰還困難区域が町域の96%を占める双葉町の 復興に重い足かせとなっておりました。

帰還困難区域において 認められている活動

復旧・復興に不可欠な事業

- ・廃棄物処理、ガソリンスタンド、 金融機関など
- 〇こうした中、事故直後からの線量の低減の状況等を踏まえつつ、事故後6年を約半年後に控えた平成28年8月、「帰還困難区域の取扱いに関する考え方(原子力災害対策本部復興推進会議決定)」として、以下のような帰還困難区域の取扱いに関する政府方針が示されました。

参考 政府方針の概要

- ①帰還困難区域のうち、5年を目途に避難指示を解除し、 居住を可能とすることを目指す「復興拠点」を、各市町 村の実情に応じて適切な範囲で設定し、整備する。
- 帰還困難区域 復興拠点
- ②あわせて、広域的なネットワークを構成する主要道路の整備を行う。
- ③市町村は、復興拠点等を整備する計画を県と協議の上で策定し、国は当該計画を認定する。
- ④整備に当たっては、除染とインフラ整備を一体的かつ効率的に行う。
- ⑤復興拠点等の整備が概ねできた段階で、当該地区の避難指示を解除する。なお、拠点設定の際、 復興拠点等への立入規制等について必要な見直しを行う。
- ⑥これを実現するため、国は法制度、予算等を措置する。
- ⑦帰還困難区域の避難指示解除準備区域又は居住制限区域への見直しは行わない。一方、区域見直しを行わないことにより、風評被害が残って町の復興が遅れることが決してないよう、国は風評対策などを適切に講ずる。

等

3.双葉町復興まちづくり計画(第二次)の策定過程

(1) 策定体制

- ○第二次計画の策定に当たっては、町 民の皆様から広くご意見をいただ くとともに、有識者から専門的なご 提案をいただくために、右図のよう な体制で計画の策定作業を進めま した。
- ○まず、庁内において、中堅・若手職員で構成された「復興まちづくり計画推進会議幹事会」において、諸課題や施策の方向性の整理を行いました。
- ○そして、幹事会での議論を基に、副 町長や全課長等で構成された「復興 まちづくり計画推進会議」において、 計画案の整理等を行いました。

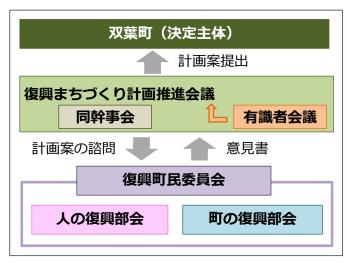


図:復興まちづくり計画<第二次>の体制図

- ○その整理された内容について、町民で構成された「復興町民委員会」において、本委員会を3回、「人の復興部会」及び「町の復興部会」をそれぞれ3回開催してご意見をいただきました。また、より多くの町民の皆様からご意見をいただくために、毎年実施される住民意向調査を活用した意見募集や若者世代を中心としたヒアリングを実施しました。
- 〇以上のようなプロセスを経て、「双葉町復興まちづくり計画(第二次)」として取りま とめ、最終的に、双葉町として決定いたしました。

(2) 策定過程

復興町民委員会 (平成28年6月~12月:計3回、35人)

「人の復興部会」と「町の復興部会」にて各テーマを議論し、本委員会から町へ意見書を提出。

人の復興部会 (平成 28年7月~10月:計3回)

第1回(7/26):13人

私たちが希望を持てる今後(5~10年後)のくらしを考える

第2回(9/1):11人

復興へ向けた具体的な取組について考える

- ・自立した生活の再建に向けた取組
- ・町民のきずなの維持・発 展に向けた取組
- ・次世代を育み、ふるさとを 繋いでいくための取組

第3回(10/11):10人 帰還困難区域に関する政 府方針を踏まえた今後の 取組



町の復興部会 (平成28年7月~10月:計3回)

第1回(7/21):21人(内、中学生2人)

JR双葉駅西側・新市街地ゾーンとJR双葉駅東側・まちなか 再生ゾーンの整備方針と整備イメージを考える

第2回(9/2):17人

JR双葉駅周辺のまちづくりの具体的な取組について考え

第3回(10/12):14人 帰還困難区域に関する政府 方針を踏まえた今後の取組



復興まちづくりに関すること、計画策定に向けた検討状況等について広く町民意見を聴取。

若者意見聴取 (平成 28年7月、9月)

- ●グループインタビュー(合計39人)
- 「集まれ!ふたばっ子2016」(小中高生・保護者)
- ・「夢ふたば人」(30~40 代男性)
- ・「ママサロン(加須市)」(40~50代女性)
- ●個別インタビュー(3人)
- ・30~40代子育で中の女性(いわき市・日立市)

住民意向調査(平成28年9月)

- ·全町民(3,355 世帯) ※回答率 48.5%
- ●調査項目
- ・震災前、避難先の状況
- ・将来に関するご意向 など

復興まちづくり計画推進会議(平成28年6月~12月:計6回)

第二次計画に関する意見を集約し、計画案を作成。

若手職員中心の幹事会では各テーマを議論・提案、有識者会議では5名の学識委員が計画の妥当性を確認。

同幹事会 (平成 28 年 4 月~11 月 : 計 7 回)

第1回、第2回 ・二次計画策定プロセスに関する確認 第3回(7/13):27人

- ・JR 双葉駅東側・まちなか再生ゾーンの整備イメージ
- ・双葉町内における役場機能回復の在り方

第4回(8/1):11人

- ・JR 双葉駅東側・まちなか再生ゾーンの方向性
- ・双葉町内における役場機能回復の在り方

第5回(8/4):10人

- ・JR 双葉駅東側・まちなか再生ゾーンの方向性
- ・双葉町内における役場機能回復の在り方

第6回(9/26):10人

- ・双葉町への帰還に向けた考え方
- ・避難指示解除に関する考
- ・避難生活が続く間、特に 必要と考えられる生活再 建支援
- ・その他帰還に向けた課題 の整理
- 第7回(11/18):9人
- ・二次計画案の内容について

有識者会議(平成28年7月~10月:計4回)

第1回(7/15):4人

- •現地視察
- ・第二次計画策定の留意点等について 他
- 都市計画分野専門会議(8/18):3人
- ・幹事会から提出された駅東(まちなか再生ゾーン)の案に
- ・駅東の検討の方向性、想定される整備方針について
- ・駅西(新市街地ゾーン)の考え方について

第2回(9/29):5人

- ・双葉町への帰還に向けた取組方及び課題の整理につ
- ・町民のために必要と考えられる避難先での生活再建支 援について

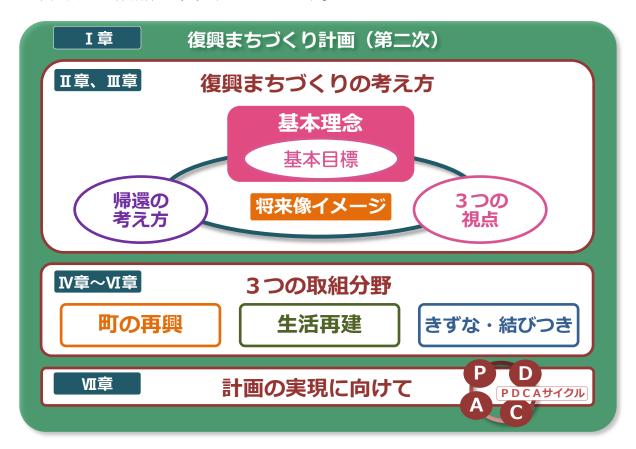
第3回(10/27):5人

・第二次計画骨子案につ いて



4. 「双葉町復興まちづくり計画(第二次)」の構成

○本計画の全体構成は、以下のとおりです。



Ⅲ章 復興まちづくりの基本構想

双葉町の復興まちづくりの基本理念である「町民一人一人の復興」と「町の復興」を進めるため、「双葉町復興まちづくり計画(第二次)」においても、「町の再興」、「生活再建」及び「町民のきずな・結びつき」の3つの基本目標の下、計画を策定しました。

Ⅲ章 復興まちづくりの基本構想

1. 復興まちづくりの基本理念と基本目標

- ○「双葉町復興まちづくり計画(第一次)」において、双葉町の復興まちづくりの「復興像」として、2つの基本理念と3つの基本目標を定めました。
- ○第二次計画においても、この考え方を踏襲し、『"町民一人一人の復興"と"町の復興"をめざして』を基本理念とし、3つの基本目標の下で、双葉町の復興に向けて全力で取り組んでいきます。

基本理念 (*町の復興**) 単の再興 子どもたちの未来のために とりもどそう 美しいふるさと双葉町

生活再建

暮らしの復興をめざして みんなで頑張ろう 双葉町

町民のきずな・結びつき

つなげよう つながろう 双葉町

2. 双葉町の再興に向けたイメージ

(1) 双葉町の将来像

双葉町の6つの将来像

将来像1

町民のきずなを繋げるまち



将来像 2

ふるさと双葉町の記憶を 次世代に引き継ぐまち

将来像3

新たにみんなでつくりあげる 魅力的なまち



新たな産業を創出し継続的な 雇用を生み出すまち

将来像5

次世代の双葉町を担い世界に 貢献する人材を育てるまち



将来像6

災害を克服し安全・安心に 暮らせるまち

将来の姿(町再興期のイメージ)

- ●双葉町とのつながりが保たれています。
- ●交流の促進が創出されています。
- ●町の復興のシンボルが創られています。
- ●双葉町の記憶が伝承されています。
- ふるさとへの思いや良さが継承されています。
- ●新たな生活の場が確保されています。
- ●中心市街地が再生しています。
- ●生活・産業を支えるインフラが整備されて います。
- ●魅力的な雇用の場が確保されています。
- ●産業(農業・商工業)が再生しています。
- ●復興を牽引する新たな産業が創出しています。
- ●人材育成・教育により、次世代の町民が活躍しています。
- ●さらに次の世代に対する高度な教育環境 も整備されています。
- ●津波災害への備えが進み、減災対策が図られています。
- ●暮らしの安全対策が確保されています。
- ●健康的で生き生きとした生活がなされています。
- ●原発の廃炉が確実に行われています。
- ●中間貯蔵施設が安全に運営・管理されています。

(2)復興まちづくりの3つの視点

●多様な立場・考えの相互理解、町民一人一人の選択の尊重

震災から年数が経過する中で、町民の置かれている状況は様々です。町としても、町民一人一人の選択を尊重しながら復興まちづくりを推進します。

●民間と行政との協働による町民の力の結集

双葉町の復興は、民間の力だけでも行政の力だけでも成しえません。まちづくり会社等を活用した、民間と行政との協働により、町民主体の復興まちづくりを推進します。

●広域連携による双葉郡の力の結集

双葉町を含め、双葉郡の復興に向けた取組は今後とも続きます。こうした中、周辺市町村との広域連携を図り、双葉郡の力を結集した復興まちづくりを目指します。

(3) 双葉町の復興・再興に向けた3つの取組分野

- ○双葉町の将来像を思い描きながら、町の復興に向けて段階的に取り組んでいきます。
- ○双葉町への帰還が可能となるまでには、今後とも年単位の時間が必要です。そのため、 第二次計画においても、復興まちづくりの基本目標に沿い、大きく3つの取組分野に 分類して復興に向けた各種取組を進めていきます。

短期 中期 長期 (生活再建期) (復興着手期) (本格復興期) (町再興期) 取組分野1【町の再興】 ふるさとへの帰還を果たし、魅力ある町の再興 安心して居住できる環境の整備 魅力ある 双 町の再興 (町内復興拠点の整備による町の復興の実現) 葉 回 の 取組分野2【生活再建】 81 町民一人一人の生活再建の実現 主な 町民一人一人がそれぞれの地で生活再建を実現 の (例) 住環境の改善、双葉町外拠点の整備、長期的な健康管理体制の確保 等 対 緮 取組分野3【町民のきずな・結びつき】 餇 町民のきずなの維持・発展、ふるさとへの思いを繋ぐ 町民のきずなを維持・発展、ふるさとへの思いを繋ぐ (例) 町民の交流機会の確保、次世代の育成、歴史・伝統・文化の記録と継承 等

施策体系図

基本 理念

3つの取組分野

復興に向けた各種取組

【町の再興】

ふるさとへの帰還を 果たし、魅力ある町の 再興

魅力あるふるさと双葉町 の再興に向けた、まちづ くりの基本的な考え方に ついて整理。



- 1 J R 双葉駅周辺におけ る「住む拠点」の整備
- ②中野・両竹地区における 「働く拠点」の整備
- 新産業創出ゾーン

新市街地ゾーン

まちなか再牛ゾーン

- 再生可能エネルギー・農業再 牛モデルゾーン
- ③浜野地区における 「発信拠点」の整備
- ●被災伝承・復興祈念ゾーン
- 4 町内復興拠点の広がりと しての段階的な整備
- 耕作再開モデルゾーン
- 共同墓地の整備
- 5 関連インフラの整備
- 復興シンボル軸(県道井手長 塚線等) の整備等
- ●海岸堤防·防災林
- 町道、上下水道の整備

【生活再建】 町民一人一人の 生活再建の実現

不自由な避難生活の改善 と、自立した生活を再建し、 健康的で生き生きとした生 活を実現していくための取 組について整理。

- ①不自由な避難生活の改 善に向けた取組
- 住環境の改善
- 双葉町外拠点の整備
- ②自立した生活の再建に 向けた取組
- ●牛活の再建
- 事業活動支援と就業支援
- ③健康的で生き生きと した生活の実現に向 けた取組
- 保健・医療・介護・福祉体制の 確保
- 高齢者等の健康・生きがいづくり

【町民のきずな・結びつき】 町民のきずなの維持・ 発展、ふるさとへの思 いを繋ぐ

町民のきずなを維持・発 展させ、次世代を育み、 ふるさとを繋いでいくた めの取組について整理。

- ①町民のきずなの維持・ 発展に向けた取組
- 町民の交流機会の確保
- ●町からの情報提供の充実・円 滑化
- ②次世代を育み、ふるさ とを繋いでいくため の取組



- 双葉町を担う次世代の育成
- 教育環境の充実
- ●ふるさとの荒廃防止等
- 双葉町の歴史・伝統・文化の 記録と継承
- 震災・事故の教訓と復興の過 程の記録・発信・伝承

17

Ⅲ章 双葉町への帰還に向けて

避難指示の解除は帰還をする上で前提条件であり、町への帰還は、それぞれの事情を踏まえ、町民一人一人が自らの意志で判断するものです。町としても、町民一人一人の判断を尊重し、当面は帰還を迷っている方や二地域居住を選択されるという方を含め、双葉町に戻りたいという思いのある方が最終的に帰還できるよう、粘り強く取り組みます。

また、今後の帰還に向け、具体的な時期が見えてきた段階で、双葉町への帰還計画を別途作成し、計画的に帰還を進めます。

Ⅲ章 双葉町への帰還に向けて

1. 帰還に向けた基本的な考え方

(1) 双葉町への帰還環境整備の進め方

- ○「帰還困難区域の取扱いに関する考え方(平成 28 年 8 月 原子力災害対策本部 復興 推進会議)」が決定されたことにより、町域の 96%が帰還困難区域に指定されている 双葉町においても、町の本格的な復興に向け、帰還困難区域内における事業に着手で きるようになります。
- ○町としても、この政府方針を受け、すでに動き出している避難指示解除準備区域における事業と並行して、帰還困難区域内の面的除染を始めとする新たな枠組みによる復興事業に可能な限り早く着手できるよう、平成 29 年度の早期に、以下の構想及び計画を作成し、国による計画の認定を求めます。
- ○そして、計画の認定後は、関係機関との連携により、計画の速やかな実現に向けた取 組を推進します。

①双葉町の「帰還困難区域の今後の整備方針等の方向性を定めた全体構想」

- ○双葉町に帰還可能な環境を早期に整備するため、町内全域の復興を同時に進めるのではなく、計画的かつ段階的に取組を推進します。
- ○まずは、放射線量の低減の状況を最大の基準とし、インフラ復旧状況等も踏まえつつ、町内を「復興拠点の候補区域(低線量区域)」と「中長期的な検討区域(高線量等区域)」の大きく二つに区分し、取組を進めます。
- ○低線量区域の中には、まずは当面5年程度で重点的に取り組む「復興拠点」を設定 し、全体構想を作成の上、国の早期認定を求めます。

復興着手期 (~平成 30 年度頃) ~本格復興期 (~平成 34・35 年度頃~) 双葉町内復興拠点の集中整備

双葉町内復興拠点の低線量区域への段階的な拡張

「復興拠点 整備計画」

町再興期 (~将来)

双葉町全域の再興に向けた取組

②双葉町の「復興拠点整備計画」

- ○双葉町の復興を効果的かつ着実に推進するため、全体構想を踏まえて、復興拠点整備計画を策定します。
- ○「復興拠点」の設定に当たっては、魅力ある住環境と産業基盤を兼ね備えた「復興 拠点」の実現を目指し、震災前の双葉町の姿や、これまでの復興まちづくり計画を 踏まえ、町の意向を最大限尊重して計画を認定するよう、国に強く求めます。
- ○整備計画の策定に当たっては、帰還目標時期及び帰還目標人口について、各事業の スケジュールの目安や住民意向調査の結果等を踏まえ、町としての目標を示します。

(2) 双葉町の避難指示解除に関する考え方

①基本的な考え方

○双葉町の避難指示解除については、復興まちづくりの推進により、次のような条件 が達成された段階で、その時の科学的知見に基づき、地域の意向を十分に踏まえて 進めるよう、国に求めていきます。

	①帰還環境の整備	・住宅の整備 ・電気、ガス、上下水道、交通、通信などの生活インフラの復旧 ・医療、小売などの生活関連サービスの提供開始 等
の例	②安全・安心の 確保	・地域の放射線量が十分に低くなっていること ・福島第一原子力発電所の廃炉措置 の安全が確保されていること ・中間貯蔵施設の安全が確保されていること 等

②避難指示解除準備区域(両竹・浜野地区)に関する考え方

- ○双葉町の避難指示解除準備区域(両竹・浜野地区)の復興事業はすでに動き出して おり、今後とも引き続き、双葉町の「働く拠点」及び「発信拠点」として、帰還困 難区域内の「復興拠点」に先駆けて、その整備を推進していきます。
- ○両竹・浜野地区の「働く拠点」及び「発信拠点」としての整備が進み、その避難指示が解除されれば、双葉町への人の流れの強化と、それに伴う町の復興加速化が大いに期待されます。
- ○一方、津波被災地でもあるこの地区に、町として住宅を整備する計画は現時点ではないため、「働く拠点」及び「発信拠点」としての整備により、避難住民の帰還環境が整ったと考えることは適切ではありません。
- ○そこで、双葉町の避難指示解除準備区域については、この地域の住民が不当な扱い を受けることが決してないよう国に強く求めながら、双葉町への人の流れを創出す る「復興の先駆け」として、先行的な避難指示解除を目指し、取組を推進します。
- ○なお、この先行的な避難指示解除に向けた取組は、双葉町の「働く拠点」及び「発信拠点」への人の流れの強化を図るための環境整備の一環として取り組むものであり、町として、先行的な住民の帰還を進めるものではありません。

(3) 帰還が可能となるまでの間における生活再建支援

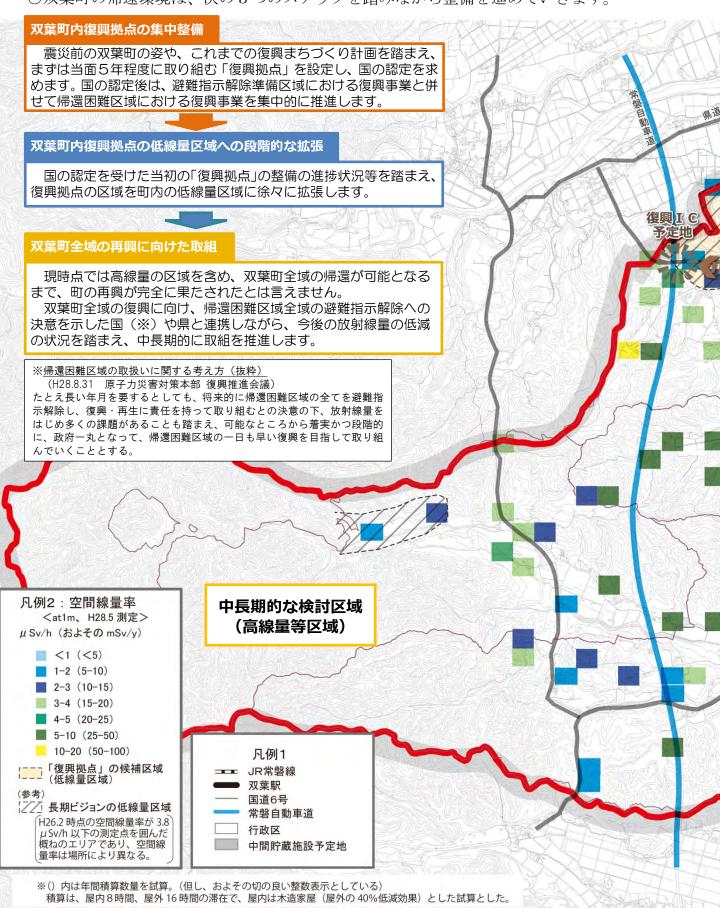
○上記のような取組を早急に進めたとしても、町への帰還が可能となるまでには、今後とも年単位の時間が必要です。こうした中、高速道路の無料措置、医療費の一部負担金の減免等を始めとする生活再建支援については、ふるさと双葉町から離れた生活を強いられる間、生活再建支援の延長・拡充等を国・県に強く求めます。

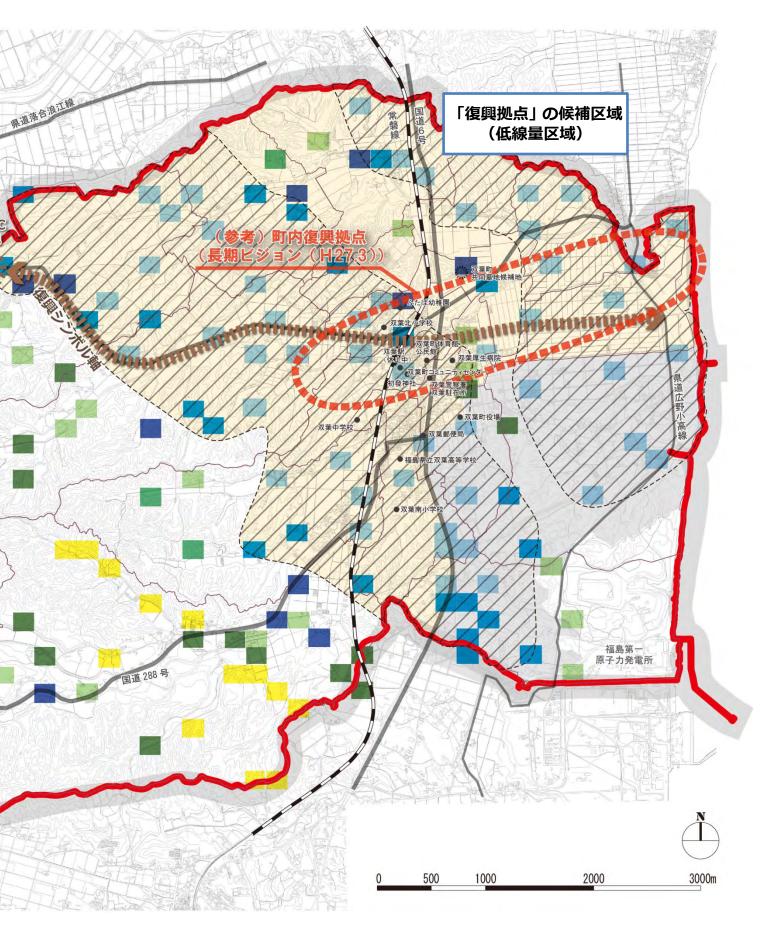
(4) 双葉町全域の再興に向けて

- ○双葉町へ帰還可能な環境を早期に整備するためには、計画的かつ段階的に取組を推進 する必要があります。
- ○一方、現時点では高線量な区域も含め、双葉町全域の帰還が可能となるまで、町の復 興が完全に果たされたとは言えません。
- ○双葉町全域の復興に向け、帰還困難区域全域の避難指示解除への決意を示した国や県 と連携しながら、今後の放射線量の低減の状況を踏まえつつ、町として、中長期的に 取組を推進します。

帰還環境整備の進め方イメージ

○双葉町の帰還環境は、次の3つのステップを踏みながら整備を進めていきます。





2. 目標人口

目標人口

2,000 人~3,000 人(約10年後)

- ○将来の双葉町は、帰還する町民に加えて、中野地区復興産業拠点における就労者や、 廃炉事業等に従事する方々も新たな町民として迎えて動き出すことが想定されます。
- ○こうした中、住民意向調査の結果や、中野地区復興産業拠点等における就労者数の目標値から、いまから約10年後には、町内で約2,000人から3,000人程度の人々が暮らし、活動していることを目標とし、取組を推進します。

【町内復興拠点のエリア別目標人口】

	駅西・新市街地	駅東・まちなか	その他
帰還する町民	800~1000人	300~500人	100~300人
新町民(就業者等)	400~500人	100~300人	300~400人

(算定根拠)

目標人口は、次の条件を設定して試算しました。

平成 23 年 3 月 11 日時点の人口(A) 7,140 人

平成 28 年度住民意向調査結果(B)からの推計人口			
(内訳) (B) (A) × (B)			
戻りたいと考えている (将来的な希望も含む)	13.4%	956人	
まだ判断がつかない	22.9%	1,635人	

目標人口算出の条件		
(内訳)	<想定>	
戻りたいと考えている	帰町率 100%	956 人
(将来的な希望も含む)	(956人×100%=956人)	
まだ判断がつかない	帰町率 50%	817人
	(1,635 人×50%=817 人)	
新しい町民	新産業創出ゾーン、新市街地ゾーン、まちなか再	約1,000人
	生ゾーンでの就業者数を 1,000 人と想定	
合計		2,773 人



目標人口: 2,000 人~3,000 人(約 10 年後)

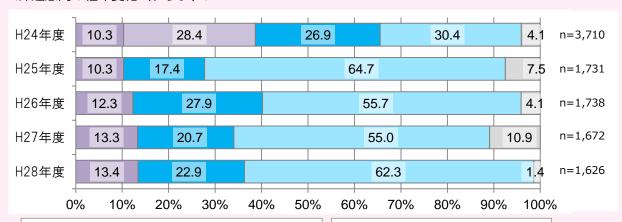


帰町に関する住民の意向(平成28年度)

平成 28 年度双葉町住民意向調査は、平成 28 年9月 12 日から9月 26 日にかけて実施しました。3,355 世帯(世帯の代表者)が対象で、1,626 世帯(回収率 48.5%)の回答がありました。帰還に関する住民の意向は次のとおりです。(グラフの数値は、平成 28 年 11月 25 日復興庁公表の速報版によります)

避難指示解除後の帰還の意向

<帰還意向の経年変化(グラフ)>



[凡例:H24年度]

- ■自宅の補修・再建、復旧が終われば戻りたい
- ■条件が整えば戻りたい
- ■現時点でまだ判断がつかない
- ■戻らないと決めている
- ■無回答

[凡例:H25年度~H28年度]

- ■戻りたいと考えている
- (将来的な希望も含む)
- ■まだ判断がつかない
- ■戻らないと決めている
- ■無回答

帰還時期(帰還まで待てる年数)

3年以内	23.9% (11.2%)
5年以内	22.0% (26.9%)
10年以内	11.0% (10.3%)
帰れるまで待つ	41.3% (46.2%)

- ※避難指示解除後の帰還の意向で「戻りたいと考えている(将来的な希望も含む)」 と回答した方のみ回答
- ※ (カッコ) 書きは、それぞれ前回調査 (H27.12) 結果

帰還後の住居形態(上位抜粋)

元の持ち家(自宅) (建替える場合を含む)	63.3% (61.9%)
自宅とは別の場所に新たに一 戸建ての持ち家を建てたい	9.6% (13.0%)
町内の公営住宅	6.4% (6.7%)
現時点では判断できない	5.0% (3.6%)

- ※避難指示解除後の帰還の意向で「戻りたいと考えている(将来的な希望も含む)」 と回答した方のみ回答
- ※ (カッコ) 書きは、それぞれ前回調査 (H27.12) 結果

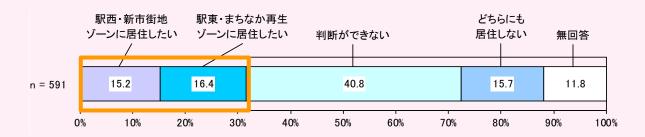
双葉町とのつながりを保ちたいか

そう思う	56.3% (59.6%)
わからない	26.0% (25.6%)
そう思わない	6.2% (6.0%)

- ※避難指示解除後の帰還の意向で「まだ判断がつかない」、「戻らないと決めている」と回答した方のみ回答
- ※ (カッコ) 書きは、それぞれ前回調査 (H27.12) 結果

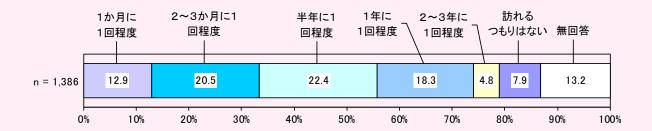
「新市街地ゾーン」「まちなか再生ゾーン」への居住意向

- 〇帰還の意向について、「戻りたいと考えている」又は「まだ判断がつかない」と回答した方のうち、31.6%の方が「新市街地ゾーン」「まちなか再生ゾーン」での居住を希望しています。
- ○「新市街地ゾーン」「まちなか再生ゾーン」での居住を希望している方のうち、7割以上の方が「医療・介護施設」、「商業施設・食堂・コンビニエンスストアなど」の生活関連施設を必要だとしています。
- ○また、必要な生活関連サービスについては、「役場機能窓口サービス」は半数近く、「健康 増進・介護予防サービス」、「公共交通サービス」及び「健康相談・生活相談サービス」は3 割を超える方が必要だとしています。



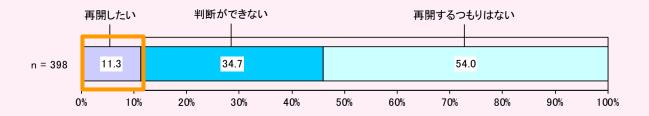
双葉町に戻りたい頻度

- 〇帰還の意向について、「まだ判断がつかない」又は「戻らないと決めている」と回答した方 のうち、7割以上の方が1年に1回から複数回、双葉町に戻りたいと答えています。
- 〇特に、双葉町に戻りたいと思う取組・行事・イベントについて、36.7%の方が「お祭りやイベントなどの地域行事」と回答しています。



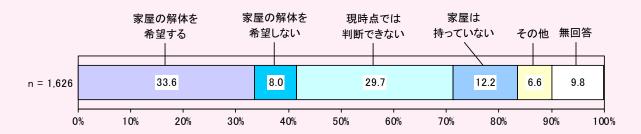
帰還後の双葉町での事業再開意向

- 〇震災発生時に双葉町内で自営業を営んでいた方のうち、帰還後の双葉町での事業再開意向がある方は、11.3%でした。
- ○事業再開時の課題については、設備や機材などへの新たな投資(64.4%)、事業に必要な土地や建物などの除染(51.1%)、避難指示解除時期が明確になっていないこと(46.7%)が上位を占めています。



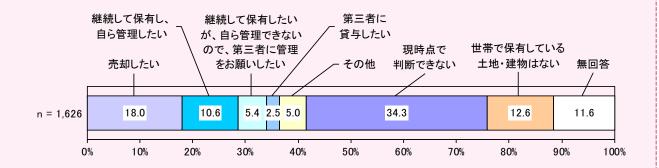
被災した家屋の解体意向

〇被災した家屋の解体を希望する方は33.6%、解体を希望しない方は8.0%、現時点では判断できないと回答した方は29.7%でした。



双葉町内に保有している土地・建物の今後の取扱い意向

- 〇町内に保有している土地・建物を売却したいという意向のある方が 18%でした。
- ○また、「継続して保有したいが、第三者に管理をお願いしたい(5.4%)」、「第三者に貸与したい(2.5%)」と考えている方もいました。



Ⅳ章 町の再興

双葉町の復興のゴールは、「ふるさとへの帰還を果たし、魅力ある町の再興」を 果たすことです。

本章では、町の再興を実現するための取組について、前章で整理した町内復興拠点の整備等に関する取組を中心に取りまとめました。

N章 町の再興

1. 双葉町内復興拠点の整備

(1) 双葉町内復興拠点の6つのゾーンと関連インフラの整備

- ○町の復興を実現するため、町内の線量が低い一定の地域に「新たな産業・雇用の場」 や「新たな生活の場」を創出します。
- ○また、双葉町の既成市街地は、古くから町の中心であり、ふるさとを感じることができる大切な場所です。上記の取組と「既成市街地の再生」を併せ、町の復興を牽引する「双葉町内復興拠点」として整備を進めます。
- ○具体的には、双葉町内復興拠点に、まずは6つのゾーンと復興シンボル軸を中心に整備を始めます。

住む

JR双葉駅周辺における 「住む拠点」の整備

新市街地ゾーン

JR双葉駅西側地区における 新たな住宅団地等の整備

まちなか再生ゾーン

JR双葉駅東側地区における既成市街地の再生

働く

中野・両竹地区における 「働く拠点」の整備

新産業創出ゾーン

中野地区復興産業拠点の整備

再生可能エネルギー・ 農業再生モデルゾーン

再生可能エネルギー活用・農業再生への取組

発信

浜野地区における 「発信拠点」の整備 被災伝承・復興祈念ゾーン

アーカイブ拠点施設、産業交流センター 復興祈念公園の整備

拡張

町内復興拠点の広がりとしての 段階的な整備 耕作再開モデルゾーン

良好な営農環境のもと耕作を再開

その他の拡張エリア

拠点整備の進捗に応じて段階的に拡張

インフラ

関連インフラの整備

関連インフラ

復興シンボル軸、海岸堤防・防災林、町道、 上・下水道の整備等

双葉町内復興拠点の6つのゾーンの位置と主な取組



新市街地ゾーン

JR双葉駅西側地区における 新たな住宅団地等の整備

【住環境整備】

- 〇帰還する町民用住宅
- (集合・戸建て)
- 〇就業者用住宅(集合)
- 〇生活関連施設

まちなか再生ゾーン

JR双葉駅東側地区における 既成市街地の再生

- 【3つのまちなか交流拠点】
- ○駅前交流拠点
- 〇歴史•文化交流拠点
- 〇沿道交流拠点

【3つの取組】

- ○まちなかの景観保全と賑わい再生
- 〇既存ストック·空閑地の有効活用の 推進
- 〇幹線道路沿いの用地の有効活用

新産業創出ゾーン

中野地区復興産業拠点の 整備

- 〇産業・研究・業務施設
- 〇共同事業所
- ○産学連携施設

(2)双葉町内復興拠点における段階的な整備の推進

①双葉町内復興拠点における段階的な整備の推進

大きく次の3期に区分して、段階的に整備を進めます。

復興着手期(~平成30年度頃)

避難指示解除準備区域である 両竹・浜野地区に、「新たな産 業・雇用の場」と「発信の場」 を創出し、町への人の流れを創 出します。



本格復興期 (~平成34·35年度頃~)

「新たな産業・雇用の場」と連 携した「新たな生活の場」の確 保と、「既成市街地の再生」に 取り組みます。



町再興期(~将来)

双葉町で安心して快適な生活 を送れるよう、整備区域を段階 的に拡張しながら、町全域の復 興に向けて取り組みます。



新産業:新産業創出ゾーン/再エネ:再生可能エネルギー・農業再生モデルゾーン/伝承・祈念:被災伝承・復興祈念ゾーン 新市街地:新市街地ゾーン/まちなか:まちなか再生ゾーン/耕作再開:耕作再開モデルゾーン/アーカイブ:アーカイブ拠点施設

②復興着手期、本格復興期、町再興期における取組の例

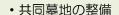
復興 着手期

~平成30年度頃

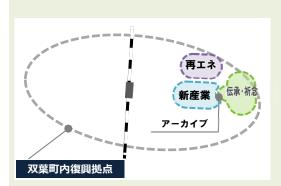
避難指示解除準備区域である両竹・浜野地区に、「新 たな産業・雇用の場 | 等を創出し、町への人の流れ を創出します。



町民のきずなをつなげるまち



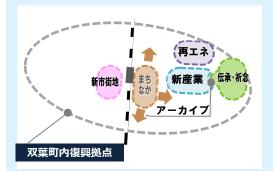
- ふるさと双葉町の記憶を次世代に引き継ぐまち
 - アーカイブ拠点施設、復興祈念公園の整備(県)
- 新たにみんなでつくりあげる魅力的なまち
 - 復興インターチェンジの設置
 - ・復興シンボル軸となる基幹道路の整備
- 新たな産業を創出し継続的な雇用を生み出すまち
 - ・新産業創出ゾーンの整備
- 災害を克服し安全・安心に暮らせるまち
 - ・海岸堤防、海岸防災林の整備(県)
 - 町内における防犯・防災対策



本格 復興期

~平成 34・35 年度頃~

「新たな産業・雇用の場」と連携した「新たな生活の場」 の確保と「既成市街地の再生」に取り組みます。



●新たにみんなでつくりあげる魅力的なまち

- ・ 公営住宅の整備等
- ・ 分譲宅地の整備等
- ・公共・公益施設の再整備
- 商業施設等の再整備
- ・生活道路、電気・通信の復旧
- ・上下水道の再整備
- JR双葉駅前広場の整備
- 空き地・空き家等の活用

●災害を克服し安全・安心に暮らせるまち

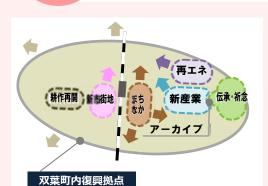
- ・除染の実施
- ・所有者の同意を前提とした荒廃家屋等の解体・撤去

等

町再興期

~将来

双葉町で安心して快適な生活を送れるよう、整備区域 を段階的に拡張しながら、町全域の復興に向けて取り 組みます。



町民のきずなをつなげるまち

- ・町内における町民用宿泊施設の検討
- シンボルマーク・モニュメントの検討

新たにみんなでつくりあげる魅力的なまち

- 町民交流施設、健康増進施設、新たな娯楽・観光施設等の検討
- 国道6号の4車線化、JR常磐線の高速化その他の 幹線交通網充実に向けた取組
- ・路線バス・コミュニティバスの整備その他の地域 公共交通網の充実に向けた取組
- 外国人研究者に配慮した生活環境整備の検討

●新たな産業を創出し継続的な雇用を生み出すまち

・ 本格的な農業再開に向けた取組

●災害を克服し安全・安心に暮らせるまち

- ・除染の実施(復興拠点外)
- ・所有者の同意を前提とした荒廃家屋等の解体・撤去

等

双葉町内復興拠点の6つのゾーンと復興シンボル軸の整備イメージ 双葉町内復興拠点のまちづくりの基本的な考え方 ●魅力ある住環境と確固たる産業基盤を兼ね備えた「復興拠点」の 実現を目指し、まずは、避難指示解除準備区域である浜野・両竹 地区に、「新たな産業・雇用の場」と「発信の場」を創出し、町へ の人の流れを創出します。 再生可能エネルギー ●そして、「新たな産業・雇用の場」と連携した「新たな生活の場」 農業再生モデルゾ の確保と「既成市街地の再生」を推進することにより、魅力ある 町の再興を図ります。 ・共同墓地 平成 29 年度開設予定 新市街地ゾーン 双葉町 共同墓地候補地 • 住環境整備 町主導による復興・創生期間(~平成32年度) における集中的な宅地造成とインフラ復旧 • 住宅団地 「帰還する町民用住宅(集合・戸建て)エリア」 ふたば と「就業用住宅(集合)エリア」に区分 幼稚園 長塚第二団地 • 新産業創出ソー 耕作再開 二双草北 (中野地区復興産業 モデルゾーン 小学校 長塚第・ 一団地 復興シンボル 至常磐自動車道 県道井子長塚線 東京電力 復興IC 新双葉社宅 双葉町 体育館 双葉 せんだん温泉 ・厚生病院 公民館 恵比寿 • **新田田田** 東西// 自由通路 新市街地区 双苯聚容黑 耕作再開モデルゾーン 双葉駐在所 ・良好な営農環境のもと耕作 NTT双葉交換所 を再開 NTTドコモ基地局 • 歷史民俗資料館 新山城趾 まちなか まちなか再生ゾーン - 3つのまちなか交流拠点 双葉町立● 双葉町・ 市街地再生に合わせ、「駅前交流 双葉中学校 役場 拠点」、「歴史・文化交流拠点」、 給食センター・ 「沿道交流拠点」を整備 - 3つの取組 「景観保全と賑わい再生」、「既 国道288号 存ストック・空閑地の有効活 用」、「幹線道路沿いの用地の有

福島県立・双葉高等学校

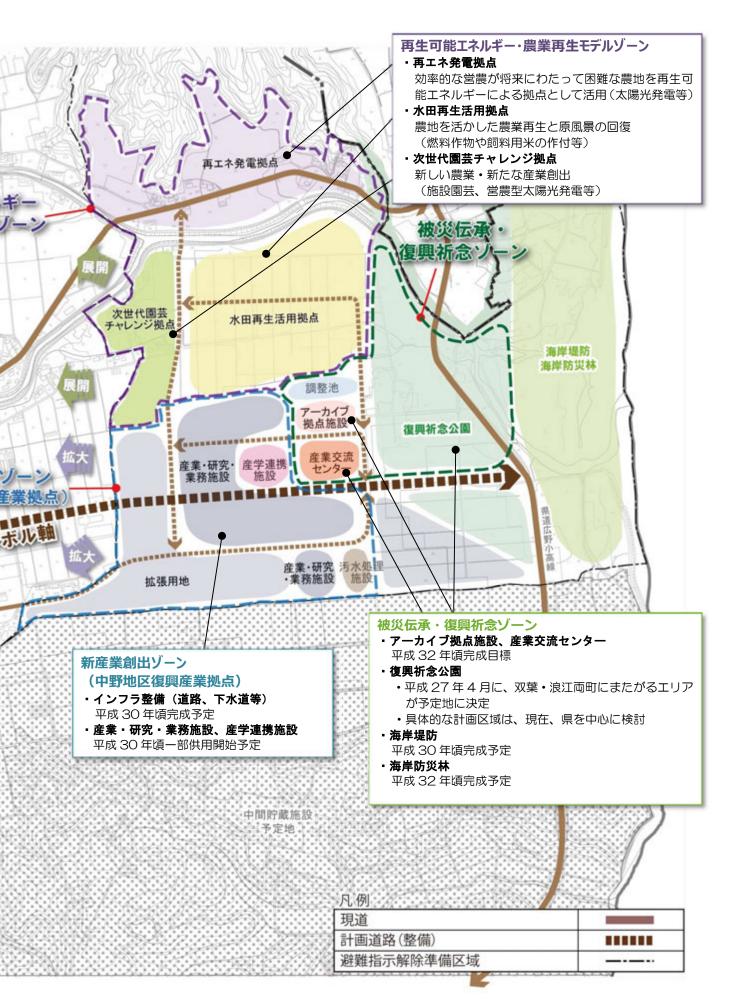
1000m

効活用」を推進

100

300

500m



(3)まちづくり会社等を活用した、民間・行政協働による復興拠点の 整備・活性化等

- ○双葉町をはじめ、今般の事故に伴う避難指示区域内では、行政主導の公共事業を中心 に復興に向けた取組が段階的に進んでいる一方、生活や事業活動に大きな制限がかか る中、民間の担い手による取組が進みにくい状況になっています。
- ○しかしながら、町の復興を真に果たしていくためには、公共事業に加え、町民主体の 民間の担い手による復興の動きを加速させることにより、民間と行政が協働してまち づくりを進めていくことが不可欠です。
- ○このため、町としても、復興拠点の整備・活性化等を推進する民間の担い手組織(まちづくり会社等)の組成を促すとともに、各種の団体と積極的に連携し、町民主体による復興まちづくりの推進を図ります。

<活動の例>

〇ソフト事業

イベント開催、防災・防犯活動、景観維持活動(除草・ごみ拾い等)、 空き地・空き家情報の集約・発信、コミュニティ維持活動 等

〇ハード事業

公的事業の実施、店舗の修補、農地保全等



7 J5A

復興まちづくり会社とは

復興まちづくり会社は、復興、地域振興、地域活性化等を目的として設立される、住民主体による、地域密着型の公共性の高い会社です。相双地域では、必ずしも「会社」の形態をとってはおりませんが、楢葉町の一般社団法人ならはみらいが平成26年6月から事業活動を開始しており、また、全町避難中の富岡町でも民間主体の復興まちづくり組織「とみおかプラス」(仮称)を平成29年1月の設立に向けて準備を進めています。

復興まちづくり会社では、一般に、復興まちづくりに関すること、暮らしの安心に関わること、生きがいづくり等、地域のニーズに応じ、様々な事業を展開しています。

(事例) 一般社団法人ならはみらいの取組

「一般社団法人ならはみらい」は、楢葉町民が主体となったまちづくりを主導する目的で設立された組織です。この「ならはみらい」は、理念の基礎にある「きずな・安心・活力」を取り戻し、誇りの持てる魅力あるまちづくりを目指して"新生ならは"のまちづくりを主導する役割を果たしています。

●事業のイメージ例

きずな

新たなきずなを育み、にぎわいのあるまちづくりに向けた取組

- ・新たな街並みの形成に関する事業
- ・空き家・空き地バンク運営事業 等

安心

不安を払しょくし、安心のあるまち づくりに向けた取組

- 放射線不安払拭 生活再建 相談受付事業
- ・生活再建支援サービス事業

活力

活力を取り戻し、生きがいのもてる まちづくりに向けた取組

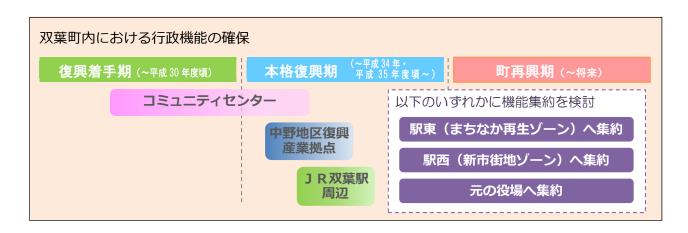
- 生きがいづくり事業
- 生活連絡相談員事業 等

(4) 町内における役場機能の回復

- ○双葉町の役場機能については、今般の事故に伴う避難指示を受け、埼玉県加須市を経て、平成25年6月に福島県いわき市へ移転し、現在、2つの支所(郡山支所、埼玉支所)と3つの連絡所(いわき南台連絡所、つくば連絡所、南相馬連絡所)と連携を図りながら業務を行っています。
- ○今後は、町内復興拠点の整備の進捗に合わせ、 本町に先立って帰還が進む周辺の町村にお ける取組を参考にしながら、町内における役 場機能の回復に向けて段階的に取組を推進 します。



- ○具体的には、まずは、コミュニティセンター等の既存施設を活用し、一時帰宅をする 町民の支援や町内の防災・防犯の拠点機能の回復を図ります。
- ○その上で、中野地区復興産業拠点における企業活動の開始を目安とし、町内復興拠点の整備や同拠点における企業活動等を支える上で必要な機能の町内における回復を 目指します。
- ○そして、生活拠点となるJR双葉駅周辺地区の避難指示解除を目安とし、住民生活を 支える上で必要な機能の町内における回復を目指して取組を進めます。
- ○また、上記のような段階的な役場機能回復に向けた取組と並行し、中間貯蔵施設予定地に隣接する現在の役場庁舎の移転も含め、双葉町内における役場機能の最終的な在り方について検討を進めていきます。



2. 双葉町内復興拠点の各ゾーンの整備の方向性

双葉町内復興拠点の各ゾーンの特性に応じた復興まちづくりを推進し、魅力ある住環境と確固たる産業基盤を兼ね備えた双葉町内復興拠点の整備を目指し、取り組みます。

(1) JR双葉駅周辺における「住む拠点」の整備

- ○平成31年(2019年)度末までの運転再開が計画されているJR常磐線・双葉駅を中心とした、「新市街地ゾーン」と「まちなか再生ゾーン」における生活拠点の整備を進めます。
- ○特に「新市街地ゾーン」については、早期帰還を目指し、町主導により、住宅団地 の整備と生活関連サービスの提供に向けた環境整備を先行的に推進します。
- ○中野地区復興産業拠点をはじめとする「新産業創出ゾーン」と連携し、魅力ある住環境と確固たる産業基盤を備えた、双葉町の復興の核の形成を目指します。

主なご意見

ステーションプラザは、交流、 コミュニティの場所として そのまま活用してほしい。





公共施設をまとめて駅の 近くにつくると便利。



駅の西側と東側を結びつける道路は 必須。高齢者が安全に行き来できるよ うにしてほしい。



自由通路自体をショッピングモールにしたり、近くに小さな横丁を作って賑わいのあるところで買い物できるとよい。



国道6号沿いには、サ ービス施設やシンボル となる道の駅のような 施設があるとよい。 駅のからくり 時計は復活さ せたい。



若者が住むに は娯楽施設が あったほうが よい。

駅の東側は「古き良き街並」。 時間をかけて整備してもよい。





JR双葉駅西側地区における新たな住宅団地等の整備

新市街地ゾーン

主なご意見

駅西は、双葉町民のため の双葉町を作りたい (交流施設など)。





病院・消防署。 警察・商業エリ アがほしい。

ー時帰宅で泊まれる場所や集う 所がほしい。

津波被災地区 の代替地とし て利用したい。



- ○早期帰還を希望する町民の受け皿として、災害公営住宅 (集合・戸建て)を整備します。
- ○また、自宅を失った等の理由により、復興拠点への帰還を希望する町民を対象に、分譲宅地を整備します。
- ○既存施設の活用も視野に入れ、就業者用住宅(集合) を整備します。
- ○公共公益・商業機能を備えた官民複合施設を整備し、 生活関連サービスを先行的に提供します。
 - (例:医療施設、福祉施設、小売施設、交流施設、行政 施設、宿泊施設 等)。
- ○駅の東西の歩行者動線を確保し、駅東側の駅前広場と も連携しながら、「駅前交流拠点」としての発展を目 指して取り組みます。





「ふくしま復興ステーション」より







JR双葉駅東側地区における既成市街地の再生

まちなか再生ゾーン

主なご意見

古き良きまちなみを残して ほしい。川越みたいな町のイ メージがよい。



時間をかけて再整 備してほしい。

帰還したときに思 い出の神社は残っ ていてほしい。



町民グラウンド で体育祭やイベ ントをしたい。

空き地・空き家はシェアハウスにして 帰還時に活用して はどうか。



○古き良き双葉町の街並みの再生を目指します。

○具体的には、「3つのまちなか交流拠点」の整備と「3 つの取組」の推進により、双葉の既成市街地に賑わい を取り戻し、双葉町の再興を目指します。

3つのまちなか交流拠点

【駅前交流拠点】

- ○「双葉町の新たな顔」の創出を目指し、以下の取組を推進 します。
 - 道路を含めた駅前空間の再整備
 - ・町の賑わい創出に貢献する施設の立地推進
 - コミュニティセンターを活用した交流機能の確保
 - JR双葉駅東西の自由通行の確保

【歴史•文化交流拠点】

- ○一団の公共・公益施設を活用しながら、人々が集い、双葉 の歴史や文化に触れられる空間を形成します。
 - ・公共・公益施設の調査・補修
 - ・新たなニーズに応じた、既存施設の有効活用
 - ・旧道からのアクセスを改善し、旧道と一体となった、双葉 の歴史・文化を感じられる町民の憩い空間の形成

【沿道交流拠点】

- ○一団の町有地等を活用して、公共・公益機能を集積・再配置し、町に必要な機能の回復を図ります。
 - ・新たなニーズに応じた、公共公益施設の集積・再配置の検討

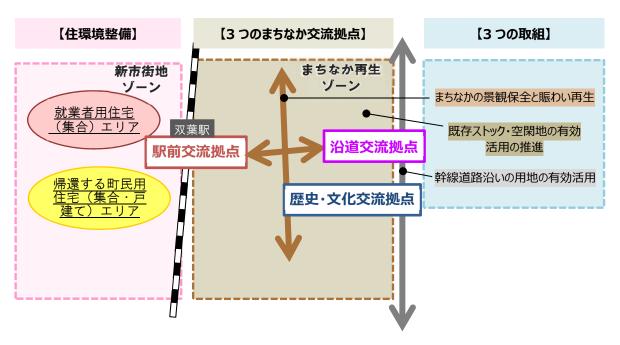






【JR双葉駅周辺における「住む拠点」整備の考え方】

項目	整備方針や機能等		
	○駅西・新市街地ゾーンは、町主導で復興・創生期間における集中的な 宅地造成とインフラ復旧を進め、住環境を先行整備。		
【住環境整備】	○災害公営住宅等による「帰還する町民用住宅エリア」と、社員寮等に よる「就業者用住宅エリア」に区分した住宅団地を整備。		
	○「帰還する町民用住宅エリア」は、地区内外の町民を対象に整備。		
	○住宅整備に合わせ、「駅前交流拠点」、「歴史・文化交流拠点」、「沿道 交流拠点」の3つの交流拠点を整備。		
【3つのまちなか交流拠点】	○「駅前交流拠点」の駅西側については、駅西・新市街地ゾーンの住民 への生活関連サービス提供の拠点として先行整備。		
	○3つの交流拠点を繋ぐ動線として、JR双葉駅の東西を結ぶ自由通路 や双葉町周辺の拠点を結ぶ道路環境を再整備。		
【3つの取組】	○ まちなかの景観保全と賑わい再生 旧道や前田川沿いを中心に、住民・事業者・行政の協働により、双 葉を感じる景観の保全や賑わい再生を推進。		
	○ 既存ストック・空閑地の有効活用の推進 空き地・空き家情報の整理・発信や、空き地・空き家の有効活用に 向けた検討。		
	○ 幹線道路沿いの用地の有効活用 広域的な交通ネットワークを形成する幹線道路沿いに、人の往来と 周辺の施設環境を踏まえた施設の立地を推進。		



【JR双葉駅周辺のまちづくりの考え方(模式図)】

「住む拠点」のまちづくりイメージ

JR双葉駅周辺のまちづくりの基本的な考え方

- ●平成31年(2019年)度末までの運転再開が計画されているJR常磐線・双葉駅を中心とした、生活拠点の整備を進めます。
- ●特に「JR双葉駅西側・新市街地ゾーン」については、早期 帰還を目指し、町主導により、住宅団地の整備と生活関連 サービスの提供に向けた環境整備を先行的に推進します。
- ●中野地区復興産業拠点をはじめとする「新産業創出ゾーン」と連携し、魅力ある住環境と確固たる産業基盤を備えた、双葉町の復興の核の形成を目指します。

【住環境整備】

- 〇駅西・新市街地ゾーンにおいて、町主導により、復興・創生期間(~平成 32 年度)における集中的な宅地造成とインフラ復旧を進め、住環境の整備を先行的に推進します。
- 〇住宅団地は、大きく、災害公営住宅等による「帰還する町 民用住宅エリア」と、社員寮等による「就業者用住宅エリア」に区分し、整備を進めます。
- 〇「帰還する町民用住宅エリア」は、もともとこの地区に居住 していた町民だけではなく、様々な理由により自宅に戻れ ない町民の受け皿となるよう、整備を進めます。

帰還する町民用 住宅(集合・戸建 て)エリア

就業者用住宅 (集合)エリア

【3つのまちなか交流拠点】

- 〇住宅整備に合わせ、「駅前交流拠点」、「歴史・文化交流 拠点」、「沿道交流拠点」の3つの交流拠点の整備に取り 組みます。
- 〇特に「駅前交流拠点」の駅西側については、駅西・新市街 地ゾーンの住民への生活関連サービス提供の拠点とし て、先行的に整備を進めます。
- 〇また、3つの交流拠点を繋ぐ動線として、JR双葉駅の東西を結ぶ自由通路をはじめとして、双葉町周辺の拠点を結ぶ道路環境を再整備します。

駅前交流拠点

歷史·文化交流拠点

沿道交流拠点

【3つの取組】

○まちなかの景観保全と賑わい再生

住民・事業者・行政の協働により、旧道や前田川沿いを中心に、まちなかにおける双葉を感じる景観の保全と賑わいの再生を目指して取り組みます。

○既存ストック・空閑地の有効活用の推進

空き地・空き家情報の整理・発信や、空き地・空き家の有 効活用に向けた検討に取り組みます。

○幹線道路沿いの用地の有効活用

広域的な交通ネットワークを形成する幹線道路沿いに、 人の往来と周辺の施設環境を踏まえた施設の立地を目 指して取り組みます。



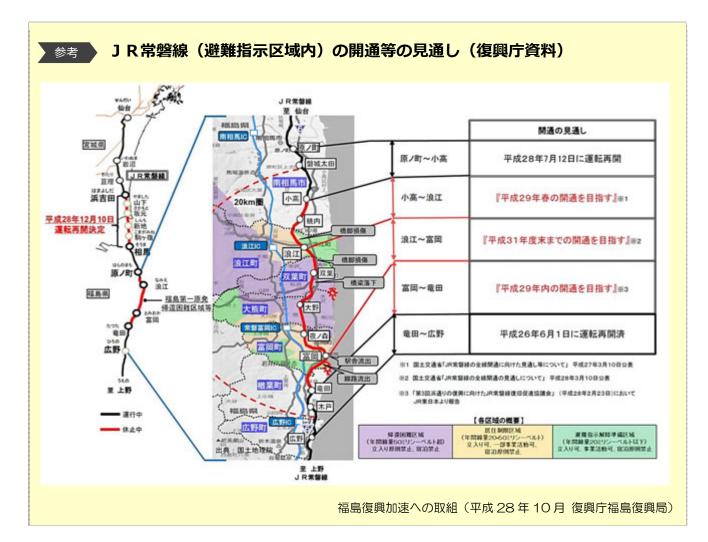
この図は、今後5~10年程度かけて達成を目指していく最終的なイメージ図です。 今後、具体的な工程を整理し、当面の暫定的な施設配置の検討を含め、計画的に取組を進めます。



(2) JR常磐線の復旧とJR双葉駅の供用再開

- ○JR常磐線の不通区間については、避難指示の解除を追いかける形で順次運行が再開されており、原発事故に伴う避難指示区域内の路線は、平成28年12月現在、竜田-小高間を除き運行が再開されています。
- ○平成28年3月に国やJR東日本から出された「JR常磐線の全線開通の見通しについて」において、帰還困難区域内を通過する「浪江一富岡間の平成31年度末までの開通を目指す」との方針が示されたことにより、JR双葉駅を含む残りの不通区間についても、全線開通の目途が明らかにされました。
- ○JR双葉駅の周辺は自然減衰等により線量がすでに相当低下しており、今後、駅周域の除染が進めば、線量はさらに下がっていくことが見込まれます。
- ○こうした中、町として、JR双葉駅を中心 としたコンパクトな生活拠点の形成を進め ていくに当たっては、今後も国やJR東日 本と協議を深め、JR双葉駅東側の区域の 早期除染の実施等、駅の供用再開に向けた 環境整備を推進します。
- ○また、JR常磐線の東西エリアの人の動線 確保に向けた検討を推進します。





(3) 中野・両竹地区における「働く拠点」の整備



復興産業拠点の整備 新産業創出ゾーン

主なご意見 他市町村と同じものは作らないでほしい。 早く立ち上がれば、住宅はか望ったもきちんとしてほしい。 早く復興の「のろし」をあげてほしい。

- ○双葉町の「働く拠点」として、「中野地区復興産業拠点」 の整備に全力で取り組みます。
- ○中野地区復興産業拠点は、双葉町の復興の先駆けとなる ものであり、その整備を早期かつ確実に推進することに より、復興を遂げる町の姿を目に見える形で広く発信し ていきます。
- ○中野地区復興産業拠点については、海岸堤防が完成する 平成30年頃には企業活動が開始できるよう、基礎的インフラ(電気、上下水道、道路等)の整備と企業誘致を 進めます。

【新産業創出ゾーン(中野地区復興産業拠点)整備方針】

項目	整備方針や機能等
【産業・研究・業務施設】 〇民間企業に賃貸する産業用地	・福島第一原子力発電所の廃炉・除染・インフラ復旧等に従事する事業所向けの 立地促進と基盤整備(産業団地整備・インフラ整備等) ・東京電力ホールディングス株式会社復興本社の誘致
〇民間企業が入居可能な共同事 業所(貸事業所)	・町内事業者の事業再開や新たな民間事業者の立地支援
【産学連携施設】	・イノベーション・コースト構想の受け皿として、廃炉に係る技術者研修拠点、大学教育拠点、共同研究室等、国際産学連携拠点の一翼を担う施設を誘致



新産業創出ゾーン(中野地区復興産業拠点)イメージパース

「働く拠点」のまちづくりイメージ



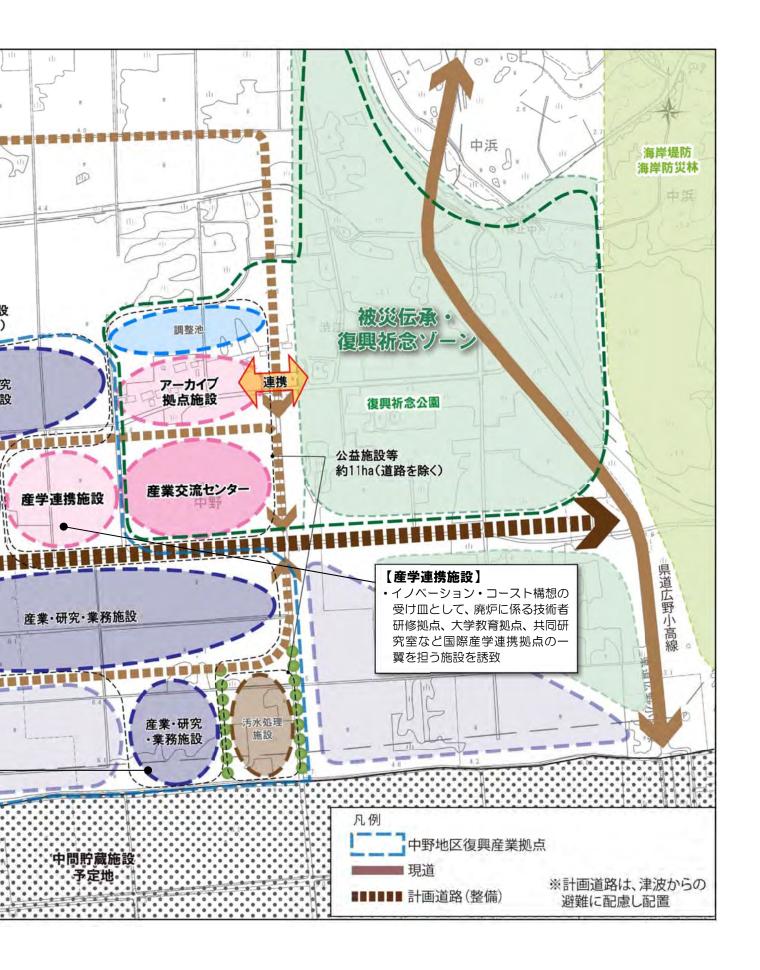
500m

6

0 20 50

100

200





再生可能エネルギー活用・農業再生への取組

再生可能エネルギー・農業再生モデルゾーン

主なご意見



再エネと農業の組み 合わせは難しい取組 だが、希望が持てる。



専門家など、 他町から担い 手を呼び込み たい。



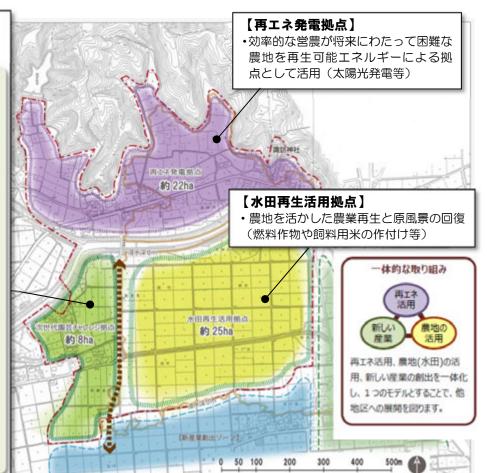
- ○両竹・浜野地区では、再生可能エネルギーを活かした新 しい農業・新たな産業創出と、農業再生を通じた原風景 回復による、双葉町の復興モデル構築に取り組みます。
- ○荒廃した農地の再生モデルとして、以下を推進します。
 - ①再生可能エネルギー拠点としての活用
 - ②再生可能エネルギーを活かした、新しい産業創出
 - ③農地(水田)を活用した農業再生による原風景回復

【再生可能エネルギー・農業再生モデルゾーン整備方針】

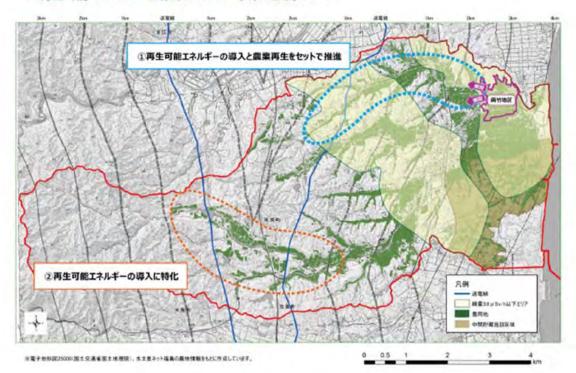
項目	整備方針や機能等			
【再エネ発電拠点】	・耕地が未整備など、効率的な営農が将来にわたって困難な農地は、再生可能エネルギ			
(再生可能エネルギー拠点と	ーによる拠点としての活用を検討。(一部に大規模太陽光発電施設(メガソーラー)を設置)			
しての活用)	・施設の保守管理や草刈り等に係る就労の機会の創出。			
	・住宅地周辺は、花や樹木による修景等、住環境に配慮。			
【水田再生活用拠点】	・まとまりのある農地(水田)を活かし、農業再生による原風景回復を目指す。			
(農地(水田)を活かした農	・将来の食用米栽培再開に向けた、燃料用資源作物や飼料用米の作付けを想定。			
業再生)	・燃料用作物の栽培等、農地を活用した再生可能エネルギー拠点としての活用。			
【次世代園芸チャレンジ拠点】	・津波リスクの低い場所では、施設園芸(太陽光利用型植物工場等)や営農型太陽			
(再生可能エネルギーを活か	光発電など、新しい農業・新たな産業創出を検討。			
した産業創出)	・水田再生活用拠点の取組と連携し、複合的な営農等による働く場の創出を目指す。			

【次世代園芸チャレンジ拠点】

- 新しい農業・新たな産業創出 (施設園芸、営農型太陽光発電等)
- 【以下の施設の誘導・立地を検討】
- ①営農型太陽光発電施設(ソーラーシェアリング)
- ・支柱を立て、農地の上部空間に太陽 光発電設備等の発電設備を設置。 営農と発電事業を両立。
- ②花きを中心とした大規模施設園芸 (太陽光利用型植物工場)
- ・双葉町の気候特性と再生可能エネルギーを活かした、環境制御型の大規模施設園芸による花き栽培。
- ③再生可能エネルギー(バイオマス)活 用施設
- ・主に地域や周辺で得られたバイオマス (木材、稲わら、資源作物等)を活用 し、施設園芸等へ熱や電気を供給す る施設を導入。
- ④新たな一次産業の創出
 - ・養殖施設等、一次産業の可能性実 証施設と加工作業用の関連施設を設 置。
- ⑤地域交流·農業体験学習施設(六次産業化関連施設)
 - ・地域交流や体験学習、農業機械の共同利用を兼ねた施設を立地。
 - ・来訪者向けの葉物野菜を中心とした 小規模な人工光型植物工場を設置。 ・両竹・浜野地区の生産物を加工・販 売。
 - ・復興に関する情報の発信。



■再生可能エネルギーを活用したモデル事業の展開イメージ



7 354

福島新工 不社会構想(福島新工 不社会構想実現会議:経産省)

- ・福島県は復興の大きな柱として、福島を「再生可能エネルギー先駆けの地」とすべく、再 生可能エネルギーの拡大、関連する産業の集積、研究開発を進めています。
- ・2012 年 3 月に改定された「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン(改訂版)」では、 2040年頃を目途に福島県内の1次エネルギー需要量の100%以上に相当するエネルギー を再生可能エネルギーから生み出すという目標を設定しています。
- ・また、県が推進する「イノベーション・コースト構想」では、福島浜通り地域の産業基盤 の創出を目指す原動力として、再生可能エネルギーを重要な柱に位置付けています。
- •福島新エネ社会構想実現会議では、次をめざし、「福島新エネ社会構想」を策定しています。
 - 再生可能エネルギーの最大限の導入拡大を図る
 - 再生エネルギーから水素を「作り」、「貯め・運び」、「使う」
 - 未来の新エネルギー社会実現に向けたモデルを福島で創出
- ・双葉町は、次の取組が該当すると考えられます。
 - ●「再生可能エネルギー導入拡大に向けた送電線の増強」
 - ○阿武隈、双葉エリアの風力発電のための送電線増強
 - ・ 発電事業者及び電力会社が送電線整備、管理等を行う事業体を設立
 - ・関係省庁等の検討会を設置し、ルート選定や土地利用等の調査を実施

2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | ~2030年度 | ~2040年度頃

事業可能 性調査

送電線の敷設、風力発電所の整備

(4) 浜野地区における「発信拠点」の整備

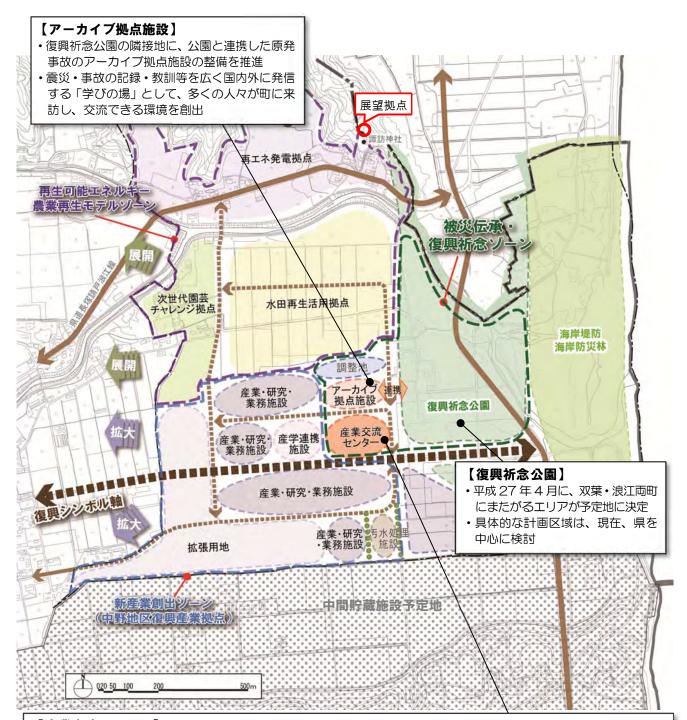


被災伝承・復興祈念ゾーン

- ○浜野地区は、地震・津波・原発事故の複合災害という、今般の未曾有の大災害による被害の全てを経験した地域です。
- ○このような浜野地区において、震災・事故の記録・教訓とそこからの復興のあゆみを発信する「アーカイブ拠点施設」と、犠牲者への追悼と鎮魂や復興への強い意志の国内外への発信等を目的とする「復興祈念公園」が連携することにより、震災・事故の記録・教訓を確実に後世に引き継ぐとともに、このような悲劇が二度と起こらぬよう、広く国内外に効果的な情報発信を行います。
- ○また、これらの施設に多くの人を呼び込むことによって町への人の流れを創出するとと もに、産業交流センターとも連携し、域内での人の循環を生み出し、双葉町の復興の先 駆けとなる浜野地区の賑わい創出に貢献し、町の復興を加速させます。

【被災伝承・復興祈念ゾーン】

項目	整備方針や機能等			
【産業交流センター】	・就業者を対象とした生活関連サービス(小売・飲食、救護等)や会議・研修の場の提供等 ・町民の一時帰宅時の滞在・交流施設等 ・復興祈念公園等への来訪者に対するサービス提供の拠点(地場産品の販売や福島県の食材を活用した食事の提供等により、産業振興・地域活性化)・各施設との連携			
【アーカイブ拠点施設】(県)	・震災・事故の記録・教訓等を広く国内外に発信する「学び」と「交流」の場・各施設との連携			
【復興祈念公園】(県)	・犠牲者への追悼と鎮魂や、日本の再生に向けた復興への強い意志の国内外への発信等 ・緑地等による防災・減災機能と人々が周遊できる憩いの場 ・各施設との連携			



【産業交流センター】

- ・就業者を対象とした生活関連サービス(小売・飲食、救護等)や会議・研修の場を提供する等のための施設として、「産業交流センター」の整備を推進
- ・町民の一時帰宅の際の滞在・交流施設等としても活用を図り、快適な一時帰宅環境を実現
- ・また、復興祈念公園等への来訪者に対するサービス提供の拠点として活用し、アーカイブ拠点施設とも連携しながら 地場産品の販売や福島県の食材を活用した食事を提供する等により、産業振興・地域活性化を図る

(想定される機能)

- •会議室·研究室、小売·飲食店舗、診療所、宿泊施設(短期賃貸住宅)、 町民一時 滞在施設、防災施設 等
- ※津波被災地であるため、津波避難ビルの機能を併せ持つものとして、中層の建物を 想定



産業交流センター (整備イメージ)

発信

拠点 -

アーカイブ拠点施設(県事業)

主なご意見

アーカイブ拠点施設は必要。 あれば活用したい。



きちんと復興を発信 する場がほしい。



人が立ち寄れ るような施設 も必要。



町の産業の活性化につながればよい



- ○世界初の複合災害と復興の記録や教訓の「未来への継承」「世界との共有」等を基本理念とするアーカイブ拠点施設については、双葉町が福島県に対して行った要望に基づき、「第58回新生ふくしま復興推進本部会議(平成28年8月)」において、双葉町中野地区への立地が決定いたしました。
- ○町は、今般の複合災害の記録・教訓として、もっとも 国内外に広く継承・共有するべきことの一つは、まさ に双葉町が経験している、被害の広域化・長期化によ ってふるさとを追われる苦難と、そこからのリアルタ イムの復興の進捗状況であると考えています。
- ○このような悲劇が二度と繰り返されることのないよう、 周辺に整備が予定されている復興祈念公園や産業交流 センターとの連携を考えながら、施設の立地町として、 施設の整備主体である福島県と連携し、効果的な情報 発信拠点の整備を推進します。

参考 1

「東日本大震災・原子力災害アーカイブ拠点施設の機能、内容等について(報告) (H27.8 東日本大震災・原子力災害アーカイブ拠点施設有識者会議)」の 「2. 施設整備の基本理念」抜粋】

- 世界の複合災害と復興の記録や教訓の『未来への継承』『世界との共有』
- ・福島にしかない複合災害の経験や教訓を生かす『防災・減災』
- ・福島に心を寄せる人々や団体と連携し、地域コミュニティや文化・伝統の再生、復興を担う人材の育成等 による『復興の加速化への寄与』

「 コラム①

東日本大震災・原子力災害アーカイブ拠点施設基本構想策定に係る検討会議(福島県)

平成 28 年 12 月現在、福島県において、「東日本大震災・原子力災害アーカイブ拠点施設の機能、内容等について(報告)(H27.8 東日本大震災・原子力災害アーカイブ拠点施設有識者会議)」の理念を具体化し、アーカイブ拠点施設の具体的なコンテンツ等についての考えをまとめた基本構想の策定に向けた検討が、「東日本大震災・原子力災害アーカイブ拠点施設基本構想策定に係る検討会議で行われました。

双葉町としても、本検討会議に、双葉町へのアーカイブ拠点施設の立地が決まった後の会議 (平成28年10月、第3回会議)からオブザーバーとして参加し、県における議論の方向性 を注視しています。

7 3542

双葉町によるアーカイブ事業(記録・収集・整理・保管等)

平成 28 年度より、庁内に「双葉町アーカイブ事業推進連絡会議」を立ち上げ、関係各課の連携により、双葉町としてのアーカイブ事業(記録・収集・整理・保存等)の推進に町をあげて取り組んでいます。

平成 28 年度においては、具体的には、震災記録誌の編纂、町内の一部区域の空撮等、文化財のレスキュー及び資料の整理等に取り組みました。後世への伝承と、効果的な情報発信に向け、今後も引き続き、アーカイブ事業に組織的に取り組みます。

(写真)福島県双葉町の東日本大震災関 係資料を将来へ残すホームページより





拠点 -2

産業交流センター

主なご意見



企業の福利厚生 施設も必要。

一時的に集まる町 民のための宿泊施 設が必要。





町民の交流イベント が出来ると良い。

- ○復興シンボル軸沿いに、復興産業拠点における就業者、 復興祈念公園・アーカイブ拠点施設への来訪者、一時帰 宅をする町民の総合的なサポート拠点として、産業交流 センターの整備を推進します。
- ○産業交流センターには、アーカイブ拠点施設と連携した機能分担、地域の防災拠点としての機能、周辺施設も含めた人の流れ等を意識しながら、概ね以下のような機能を持たせることを目指して取組を推進します。それにより、地域交流促進、産業振興、地域活性化等を図ります。

【交流機能】

- ・屋内外の広場空間
 - 一周辺施設との連携等による各種イベントの開催
- 交流サロン

【総合的なサポート機能】

- 小売店舗
 - 日用品(飲食料、日用雑貨等)の販売
 - 一地場産品のPR・販売
 - ー福島県産品のPR・販売
- 飲食店舗
 - 一就業者ほか誰もが使える食堂空間
 - 一町民、来訪者等が憩えるカフェ空間
 - ー福島県産品の活用・PR
- 宿泊施設
- 温浴施設 休憩施設

【就業者サポート機能】

- ・大小の各種会議室
- 簡易的な医療施設

【来訪者サポート機能】

・ツーリストインフォメーション 等



復興祈念公園 (県事業)

主なご意見

環境面で名所と なるような公園 になってほしい。





モニュメントと広場があれば良い。

復興祈念公園までの循環バスがあるとよい。

少しでも心休 まる場となっ てほしい。





復興祈念公園と他の ゾーンと連携して欲 しい。



- ○犠牲者への追悼と鎮魂や、日本の再生に向けた復興への 強い意志の国内外への発信等を目的とする「復興祈念公 園」については、国・県の連携により、岩手県、宮城県、 福島県に各1施設ずつ整備されることになっております。
- ○福島県における復興祈念公園については、「第39回新生 ふくしま復興推進本部会議(平成27年4月)」において、 双葉・浪江両町にまたがるエリア(中野・両竹地区)へ の整備が決定しました。
- ○このエリアへの立地決定後は、平成27年度において、「福島県における復興祈念公園のあり方検討有識者会議」が全4回開催され、国が策定する基本構想に対する福島県からの提言が、以下の4つの柱でまとめられました。
 - ・東日本大震災で犠牲となったすべての生命への追悼と 鎮魂
 - ふくしまへの想いを育む
 - ふくしまの被災を将来につなげる
 - ・復興へ向けて取り組むふくしまの姿を国内外へ示す
- ○平成 28 年度は、「福島県における復興祈念公園基本構想 検討調査有識者委員会(平成 28 年 9 月、第 1 回委員会開 催)」において、国による基本構想の策定に向けた検討作 業が行われており、今後、基本計画の策定を経た上で、 整備が進められていく予定です。
- ○復興祈念公園の整備に当たっては、海岸防災林として整備される緑地や、震災遺構である周辺施設等と連携した整備を推進することにより、緑地等が、防災・減災機能を果たすことはもちろん、人々が周遊できる憩いの場となっていくよう、関係機関に求めていきます。

参考 周辺の震災遺構等:諏訪神社、マリーンハウスふたば、請戸小学校等

○復興祈念公園の周辺に位置する津波被害を受けたマリーンハウス(双葉町)、請戸小学校 (浪江町)、津波の避難場所であった諏訪神社(双葉町)等の震災遺構を双葉町・浪江町 の両町で検討しています。



平成 28 年度 第 1 回福島県における復興祈念公園基本構想検討調査有識者委員会 参考資料 4 福島県における復興祈念公園のあり方【基本構想への県提言】から一部改変

[イ コラム

岩手県・宮城県における復興祈念公園

東日本大震災からの復興の象徴となる「復興祈念公園」として、岩手県「高田松原津波復興祈念公園」と宮城県「石巻南浜津波復興祈念公園」について、基本計画の検討が進められています。

「高田松原津波復興祈念公園」(岩手県陸前高田市)

「奇跡の一本松」のある岩手県陸前高田市は、東日本大震災の際の津波により岩手県内最大の被災地となり、市街地の被災とともに高田松原の砂州と7万本あった松がほぼ消失する甚大な被害を受けました。国と岩手県及び陸前高田市が連携し、高田松原のあった地区に震災の犠牲者への追悼と鎮魂や日本の再生に向けた復興への強い意志を国内外に向けて明確に示すこと等を目的とした復興の象徴となる「高田松原津波復興祈念公園」の検討が進められています。



平成28年度 第3回高田松原津波復 興祈念公園有識者委員会 資料より

平成 28 年度には、有識者委員会と津波伝承施設検討委員会のほか、市民協働ワークショップを開催して市民の思いを受けて公園づくりに活かしています。追悼・祈念施設を震災遺構に隣接して設け、かつての松原の復元とともに、震災津波伝承施設と併せた道の駅や、野球場・サッカー場等の運動施設を復元する基本設計案が検討されています。

宫城県石巻市「石巻南浜津波復興祈念公園」(宮城県石巻市)

東日本大震災で甚大な被害を受けた宮城県石巻市南浜地区では、国と宮城県及び石巻市の連携の下、「石巻南浜津波復興祈念公園」の検討が進められています。中心部は、3,000 人規模の式典ができる規模の追悼広場、その北側にはビジターセンターとなる中核施設を配置しています。園内の一部で、市街化される前の湿地や樹林地の風景を復元したり、震災前の街路を残すなどの地区の原風景に配慮した基本設計案が検討されています。開園は、平成33年(2021年)を予定しています。



平成28年度 第1回石巻南浜津波復 興祈念公園有識者委員会 資料より

(5) アーカイブ拠点施設と復興祈念公園の連携による情報発信

- ○世界の注目が日本に集まる 2020 年東京五輪の機会を活かし、アーカイブ拠点施設と復興祈念公園の連携により、未曾有の複合災害の被災地である "FUKUSHIMA" から、「ふくしま」の復興を広く国内外に発信します。
- ○それにより、町への人の流れを加速させ、町に賑わいを取り戻すとともに、国内外から の町や県に対する風評払拭を図ります。



「2020 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針 (平成 27 年 11 月閣議決定) |

(「復興五輪」・日本全体の祭典)

同時に、大会の開催により、世界各国からアスリート、観客が日本に集まり、海外メディアにより広く報道され、世界の注目が日本に集まることになる。この機会を国全体で最大限いかし、「復興五輪」として、東日本大震災からの復興の後押しとなるよう被災地と連携した取組を進めるとともに、被災地が復興を成し遂げつつある姿を世界に発信する。また、スポーツ、文化・クールジャパンその他の様々なイベントを通じてオールジャパンで日本の魅力を発信し大会の開催に向けた機運の醸成を図るとともに、外国人旅行者の地方への誘客拡大による観光振興、大会に関連した事業やイベントへの地方の企業、団体及び個人等の参画拡大等を推進する。こうした取組を通じて、大会を国民総参加による日本全体の祭典とし、北海道から沖縄まで、全国津々浦々にまで、大会の効果を行き渡らせ、地域活性化につなげる。

(6) 町内復興拠点の広がりとしての段階的な整備

拡張

-**1**

耕作再開モデルゾーン

○復興IC(仮称)から町内復興拠点へのアクセス道路となる復興シンボル軸に沿って広がる田畑については、地権者の営農再開意向や、双葉の玄関口となる道路の景観的な観点を踏まえながら、花きの栽培その他再生可能エネルギー・農業再生モデルゾーンにおける取組の段階的な拡張を目指します。

拡張 -2

町内復興拠点の各ゾーンの拡張エリア

○「復興拠点」のその他のエリアについては、町内復興拠点内の各ゾーンの整備の進 捗に応じ、地権者の方のご意向や震災前の土地利用等を踏まえながら、いずれかの ゾーンの拡張区域として整備を推進していきます。

[] J5A

共同墓地等の整備

- 〇共同墓地の予定地については、面的な土地利用とは切り離した優先的な除染を国に求め、 平成 28 年度、環境省による除染が行われています。
- ○平成29年度内における供用開始を目指し、引き続き、その整備を推進します。

(7) 関連インフラの整備



復興シンボル軸 (県道井手長塚線等)の整備等 (県・町事業等)

- ○常磐自動車道に平成31年度の供用開始が予定されている復興IC(仮称)から、一般国道6号と交差し、双葉町の復興拠点とを結ぶ「県道井手長塚線」「町道長塚両竹線」「町道久保前中浜線」「町道羽山前沼ノ沢線」の4路線を双葉町の「復興シンボル軸」と位置付けます。
- ○福島県と双葉町の連携により、復興 I C (仮称) にあわせた供用開始を目指し、復興シンボル軸の改良・拡幅に係る整備を推進します。
- ○復興シンボル軸については、既存の幹線道路と接続させることによって道路の回遊性を確保し、利便性向上、緊急車両の通行路の複線化、災害時の避難路の複線化等を図ります。
- ○また、あわせて、広域道路ネットワークを形成することにより、町の交通利便性を 向上させるため、基幹道路となる一般国道6号の4車線化や、一般国道288号の拡 幅整備等について、関係機関へ要望をしていきます。

※現時点のイメージであり、今後、地権者の意向や技術的観点等を踏まえた見直しを行います。



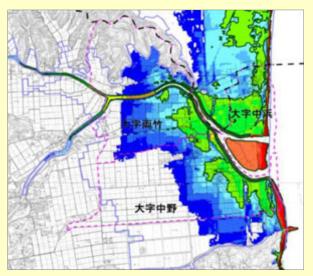
海岸堤防・海岸防災林の整備(県事業)

- ○震災前に 6.2mの高さで整備されていた海岸堤防については、平成 30 年度頃における完成を目指し、浪江町から双葉町の沿岸にかけて、1 m嵩上げした 7.2mでの整備が予定されております。
- ○この1mの嵩上げにより、浸水範囲、特に壊滅的な被害を生む浸水深2m以上の範囲が大幅に縮小するとのシミュレーション結果が出ています。

参考

海岸堤防整備後の 津波被害シミュレーション

- 〇福島県の海岸・河川堤防の復旧に係る計画では、浪江町から双葉町の海岸の堤防について、 震災前の T.P.+6.2m(T.P.= 東京湾平均海面) から嵩上げし、7.2m で整備することとなって います。
- 〇海岸堤防整備後の土地利用計画を検討するため、福島県により海岸堤防、河川堤防が T.P.+7.2m(従前より1m嵩上げ)で復旧された後の津波シミュレーションを実施しました。
- 〇その結果、津波による浸水範囲は、約6割(約160ha)に縮小し、うち浸水深2m以上の範囲は約4割(約58ha)に縮小しました。



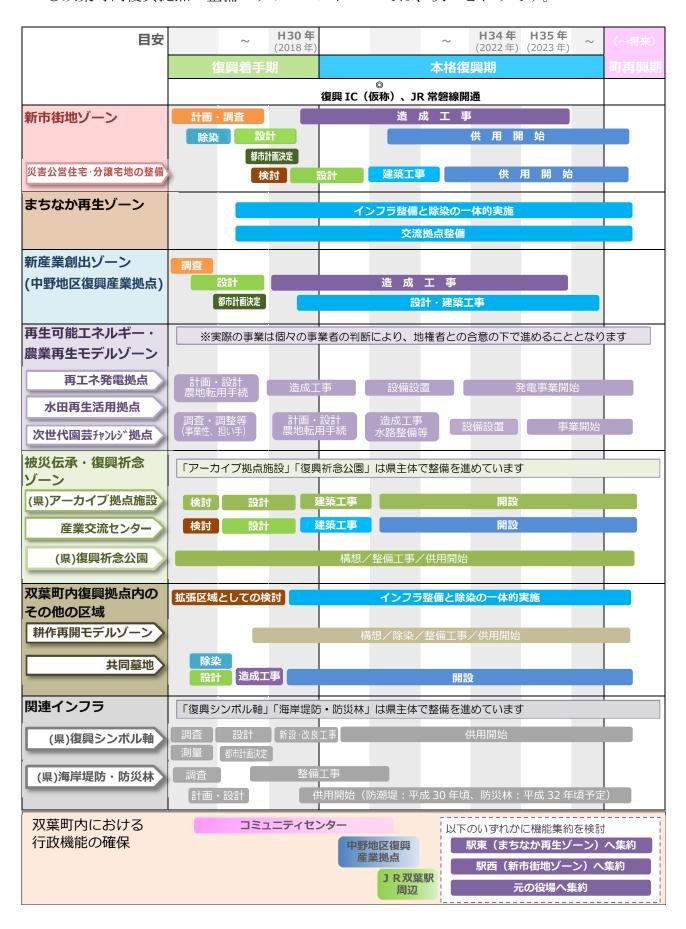


双葉町津波被災地域復旧·復興事業計画 (両竹·浜野地区復興計画)_平成27年3月

〇海岸堤防に加え、平成32年頃における完成を目指し、概ね200m幅での海岸防災林の整備が予定されており、これにより、津波リスクの更なる低減が図られます。

(8) 双葉町内復興拠点の整備スケジュール(イメージ)

○双葉町内復興拠点の整備スケジュールについては、次のとおりです。



V章 生活再建

不自由な避難生活を改善するとともに、自立した生活を再建し、 健康的で生き生きとした生活を実現していくための取組を取りまと めました。

V章 生活再建

1. 不自由な避難生活の改善に向けた取組

- ○長期的な避難生活が続く中、まずは、それぞれが希望する場所で住宅を確保し、生活 を安定させることが必要です。
- ○震災・事故から5年9か月が経過し、すでに住宅を取得された方がいる一方、引き続き応急仮設住宅等で生活されている方も多数いる中、次のような施策に取り組むことにより、生活の基盤である「住環境」を改善し、安定した生活環境づくりを目指します。

(1)住環境の 改善	①応急仮設住宅と借上げ住宅	i	応急仮設住宅等の環境改善
	少心恐惧政性七乙怕工的性七		復興支援バスの運行継続
		i	住宅・土地取得に関する支援
	②住宅の確保とスムーズな転居		仮設暮らしの解消に向けた取組(公 営住宅等への入居の支援など)
(2)双葉町外 拠点の整備	①双葉町外拠点の基本的な考え方	i	いわき市・郡山市・南相馬市・白河市 における県営の復興公営住宅の整備
		ii	町民のコミュニティ拠点としての活用
	②双葉町外拠点の中心としての 勿来酒井地区復興公営住宅	i	勿来酒井地区復興公営住宅の整備
		ii	併設施設の整備
		iii	周辺施設との連携



(1) 住環境の改善

①応急仮設住宅と借上げ住宅

i 応急仮設住宅等の環境改善

○応急仮設住宅や借上げ住宅については、入 居期間や借上げ住宅の住替制限等を含め、 町民に寄り添った対応をとるよう、国・県 に要請します。



ii 復興支援バスの運行継続

○市街地から離れたところに立地している応急仮設住宅と市街地を結ぶ、避難者の移動手段として運行されている「復興支援バス」については、国・事業者への要請を通じて、運行の継続と運用の改善に取り組みます。

(個別支援バス ルート図 (個別大展) ルート図 (MR) ルート図 (MR) ルート図 (MR) ルート図 (MR) ルー



②住宅の確保とスムーズな転居

i 住宅・土地取得に関する支援

- ○自ら住宅を再建する意思を持っている方については、それぞれの土地での自宅再建が進むよう、町としても国・県に対して強く働きかけ、これまで、「原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第四次追補(避難指示の長期化等に係る損害について)(平成28年1月28日改定)」における住宅確保損害の大幅な増額や、被災者生活再建支援金の申請期間の累次の延長がなされてきております。
- ○特に、町が発行する「り災証明書」に基づき、住宅の損害の程度に応じた基礎支援金が交付されるとともに、自宅の建設(建替)等の際には加算支援金が交付される「被災者生活再建支援制度」については、活用を希望される皆様が引き続き制度を利用できるよう、申請期間の延長を引き続き国に求めます。
- ※り災判定は、地震・津波被害を対象として行われます。

「「 コラム

被災者生活再建支援制度の概要

- ○被災者生活再建支援制度は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた方に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する制度です。
- 〇基礎支援金の申請期間が平成 29 年4月 10 日まで延長され、生活再建のための支援金が 支給されます。
- 〇この制度は、自然災害*により住宅に大規模半壊以上の被害を受けた方が対象となり、原 子力発電所事故による被害(長期避難)は含まれていません。

*自然災害

暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象により生じる 被害をいいます。

■支援金の支給額

次の基礎支援金と加算支援金の合計額(世帯人数が1人の場合はその4分の3の金額)

【基礎支援金】

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100 万円	100 万円	100 万円	50 万円

【加算支援金】

住宅の再建方法	建設·購入	補修	賃借
支給額	200万円	100万円	50 万円

ii 仮設暮らしの解消に向けた取組(公営住宅等への入居の支援など)

- ○仮設住宅での不自由な避難生活を解消するため、双葉町外拠点の中心と位置付けている勿来酒井地区復興公営住宅の平成 29 年度中の入居開始が予定されていることも踏まえ、復興公営住宅等の恒久住宅へのスムーズな転居に向けた支援に取り組みます。
- ○このような復興公営住宅等については、復興支援バスの当面の運行継続等、避難を 続ける町民の日常生活における移動手段確保に係る取組の継続を国や事業者に求め ます。

(2) 双葉町外拠点の整備

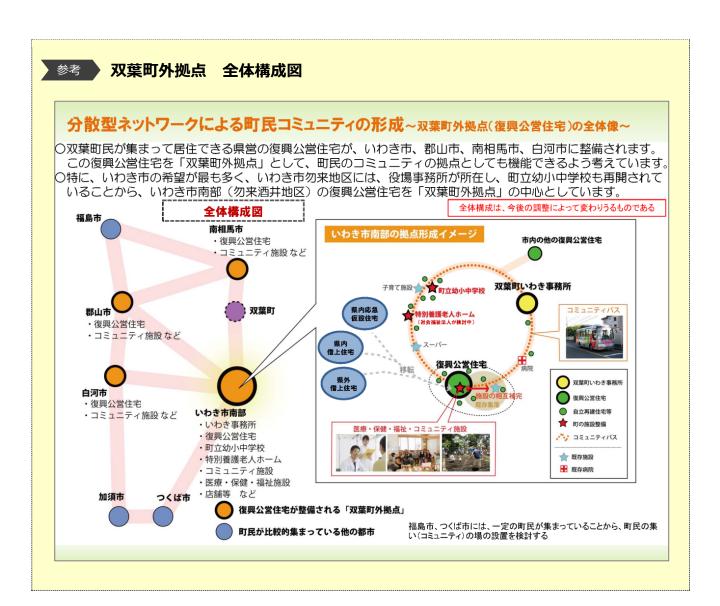
①双葉町外拠点の基本的な考え方

i いわき市・郡山市・南相馬市・白河市における県営の復興公営住宅の整備

- ○双葉町民が集まって居住できる県営の復興公営住宅は、いわき市・郡山市・南相馬 市・白河市において整備が進んでいます。
- ○双葉町外拠点が、様々な状況に置かれている町民の生活再建をするための場所の選択肢の一つとなるとともに、町外における町民の交流拠点となるよう、事業主体である県と連携しながら、その整備が進んでいます。

ii 町民のコミュニティ拠点としての活用

○双葉町外拠点については、居住者はもちろん、その周辺に避難している町民や、受 入先自治体の住民などが集まれる地域のコミュニティ拠点となることを目指します。



7 354

福島県による復興公営住宅の整備スケジュール

県が整備している双葉町民を入居対象とする復興公営住宅の地区ごとの工程表と進捗状況 は次のとおりです。

(平成 28 年 11 月末現在)

市町村	団地名•地区名	計画戸数	住居形態	進捗、入居可能時期
福島市	飯坂団地	58	共同住宅	(入居開始)
	北沢又団地	計 152	共同住宅	H29.1~3、H29年度
	北沢又2団地	計70	木造住宅	H29 年度前期
	北中央団地	計 64	共同住宅	(入居開始)
会津若松市	古川町団地	20	共同住宅	(入居開始)
郡山市	柴宮団地 57 号棟	30	共同住宅	(入居開始)
	八山田団地 1 号棟	20	共同住宅	(入居開始)
	八山田団地 2 号棟	40	共同住宅	(入居開始)
	東原団地 3 号棟	15	共同住宅	(入居開始)
	鶴見坦団地	30	共同住宅	(入居開始)
	守山団地(田村町岩作)	計80	木造住宅	H29.1、H29 年度前期
いわき市	湯長谷団地	50	共同住宅	(入居開始)
	下神白団地	200	共同住宅	(入居開始)
	八幡小路団地	12	共同住宅	(入居開始)
	家ノ前団地	計 53	木造住宅	(入居開始)
	高萩団地(小川町上代)	50	木造住宅	H28 年度後期
	高萩団地(川町小路)	30	木造住宅	H28 年度後期
	勿来酒井団地	計 180	木造住宅•共同住宅	H29 年度後期
	北好間団地	計 323	共同住宅	H29 年度後期
	四ッ倉団地 (鬼越・四倉)	計 150	共同住宅	H29.10~12、H29年度後期
	平赤井団地	計 51	共同住宅	H29 年度後期
	小名浜中原団地	計 138	共同住宅	H29 年度前期、後期
白河市	南湖南団地(鬼越)	28	木造住宅	(H28.12 入居開始)
	白坂団地	12	木造住宅	(H28.12 入居開始)
二本松市	石倉団地(油井)	計 200	共同住宅	(一部入居開始)、H29.1、
				H29 年度前期
	表団地	44	共同住宅	H29.7~9
南相馬市	上町団地	182	共同住宅	H28. 12月
	牛越団地(辻内)	48	共同住宅	H29 年度後期
	南町団地	255	共同住宅	(H28.12 入居開始)
	西町団地(鹿島)	計 50	木造住宅	(入居開始)
三春町	平沢団地	92	木造住宅	(入居開始)
広野町	下北迫団地	58	木造住宅	H29 年度後期





ふくしま復興ステーション「復興公営住宅」ホームページより

②双葉町外拠点の中心としての勿来酒井地区復興公営住宅

i 勿来酒井地区復興公営住宅の整備

○住民意向調査の結果、双葉町外拠点の整備希望地は、福島県いわき市が最も多い結果となりました。このため、周辺施設との連携も考えながら、いわき市南部(勿来酒井地区)の復興公営住宅を「双葉町外拠点の中心」と位置付け、事業主体である県と連携しながら、その整備を推進します。

ii 併設施設の整備

○勿来酒井地区復興公営住宅には、施設エリア・共同住宅エリア・戸建て住宅エリア の整備に加え、医療施設、高齢者等サポート施設、共同店舗などの併設施設を設け る等により、居住者の安全・安心の確保と利便性の向上を図ります。



iii 周辺施設との連携

(ア) 双葉町役場いわき事務所(平成25年6月開所)

- ○双葉町役場については、原子力災害に伴い役場機能を埼玉県加須市へ移転した後、 平成25年6月、福島県いわき市へ再移転しました。
- ○現在、2つの支所(郡山支所、埼玉支所)と3つの連絡所(いわき南台連絡所、つくば連絡所、南相馬連絡所)と連携を図りながら業務を行っています。

(イ) 町立幼稚園・小・中学校(平成26年4月再開(同年8月より現所))

- ○勿来酒井地区復興公営住宅の近隣であるいわき市錦町において、平成26年4月1日から、双葉町立の幼稚園・小学校・中学校が再開されており、これらの町立学校等では、少人数教育の実践による教育の充実等により、園児・児童・生徒数は再開当初の11人から、平成28年12月現在、40人まで増加しております。
- ○これらの町立学校等においては、引き続き教育内容の充実を図ることはもちろん、 勿来酒井地区復興公営住宅の整備後は、高齢者等サポート施設への生徒等の訪問や、 町立学校等の運動会への入居者の招待等、勿来酒井地区復興公営住宅と連携した取 組の推進を図ります。

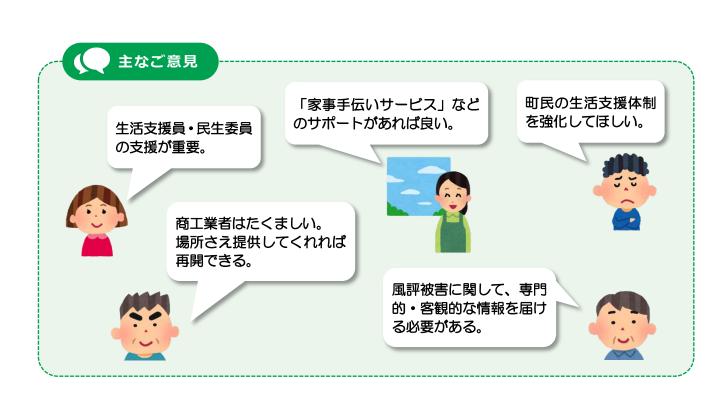
(ウ) 特別養護老人ホーム「せんだん」及びグループホーム (平成 29 年 7 月開設予定)

- ○現在、双葉町の介護施設として、特別養護老人ホーム「せんだん」及びグループホームが、平成29年7月の開設を目指し、いわき市錦町地内で建設が進められています。
- ○特別養護老人ホーム及びグループホームにおいては、復興公営住宅入居者によるショートステイとしての活用や、その嘱託医療機関と復興公営住宅敷地内に併設予定の郡立診療所との医療行為の相互補完等、施設間の連携を図り、勿来酒井地区復興公営住宅への入居者の安全・安心の確保を図ります。

2. 自立した生活の再建に向けた取組

○次のような施策に取り組むことにより、長期避難が続く町民の生活再建を進めるととも に、日々の生活を支える生業の確保等を図り、自立した生活の再建を目指します。

(1)生活の再建	①生活再建に必要な支援 の継続・拡充等	i	高速道路の無料化等
		ii	医療費等の減免措置
		iii	生活サポート補助金
	②迅速・確実・十分な賠償	i	被害実態に即した賠償の要請
		ii	相談の対応
(2)事業活動支援 と就業支援	(A) 古光江王	i	事業再開等支援
	①事業活動支援		営農再開等支援
	②就業支援		就業支援



(1) 生活の再建

①生活再建に必要な支援の継続・拡充等

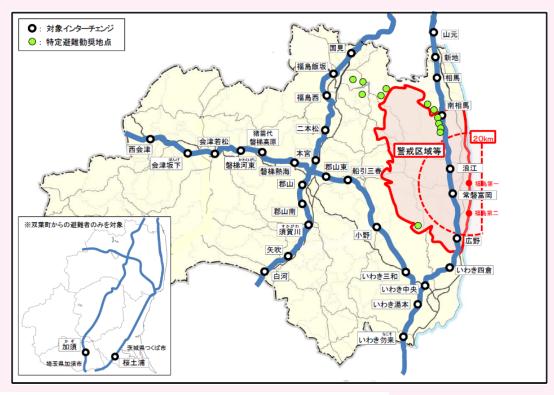
i 高速道路の無料化等

- ○約7,000人の町民が全国各地で不自由な避難生活を今なお強いられている中、高速 道路の無料措置は、町への円滑な一時帰宅、町民同士の再会・交流機会の確保、離 散して避難生活を続ける家族間の再会機会の確保等を図る上で、大きな役割を果た しています。
- ○このような高速道路無料措置については、双葉町への帰還が可能となり、以前の生活ができるようになるまで、現行どおり延長するよう国に求めます。

「イ コラム

高速道路無料措置

避難者の一時帰宅等の生活再建に向けた移動を支援する目的で実施されている高速道路の無料措置については、平成28年12月現在、当面、平成29年3月31日(金)まで継続されることとされています。



路線名	対象インターチェンジ
東北自動車道	国見、福島飯坂、福島西、二本松、本宮、郡山、郡山南、須賀川、 矢吹、白河、加須 ^{※2}
磐越自動車道	いわき三和、小野、船引三春、郡山東、磐梯熱海、猪苗代磐梯高 原、磐梯河東、会津若松、会津坂下、西会津
常磐自動車道	山元、相馬、南相馬、広野、いわき四倉、いわき中央、いわき湯本、いわき勿来、桜土浦 ^{※2} 、常磐富岡、新地、浪江

(※2) 福島県双葉郡双葉町からの避難者に限り対象となります。

国交省道路局発表資料より

ii 医療費等の減免措置

- ○医療費の一部負担金、国民健康保険税、後期高齢者医療等医療保険料、国民年金保 険料、介護保険サービス利用料及び保険料並びに障害福祉サービス利用負担金の減 免については、慣れない地での不自由な避難生活が続く中、町民の安心の確保に大 きな役割を果たしています。
- ○このような医療費の一部負担金等の減免については、双葉町への帰還が可能となり、 以前の生活ができるようになるまで、現行どおり延長するよう国に求めます。

iii 生活サポート補助金

- ○中間貯蔵施設が整備されることになった現状を踏まえ、長期の避難による町民の生 活を支援するため、中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金を活用し、①ふるさとの結 びつき維持、②風評被害緩和対策、③生活空間の維持・向上、④人材育成・就業支 援を内容とする生活サポート補助金の交付が、平成28年4月から、当面10年間の 事業として始まりました。
- ○町として、さらなる事業の改善を図りながら、町民の生活再建支援に引き続き取り 組みます。

参考 生活サポート補助金の交付対象となる主な経費と内容

【生活サポート補助金の交付対象となる主な経費と内容】

	対象となる項目・事項	補助される内容など	
7.7.+kk.0	行政区総会の参加費	六字串	
	役所への手続に係る経費	交通費	
ふるさととの 結びつき維持	住民間・知人間の行き来に係る経費	宿泊費 高速·有料道路利用料	
市のプラスが出行	伝統行事(お祭り等)に係る経費	同述"行科坦昭利州科	
	通信費の増加分	固定・携帯電話の通信費増加分	
風評被害	福島県内の産品の購入、及びそれらを全国の	福島県産品の購入費、輸送費等の	
緩和対策	知人等に送付するための支援	一部	
	避難先への住民登録ができないための住民サー	避難先市区町村における補助制度等	
	ビスに係る格差緩和	の補助相当額分	
	 長期避難生活による心のケア相談	交流会等の参加費	
生活空間の	及州延珠工石による心のファイロ吸	生涯学習に係る参加費の半額	
維持・向上	高齢者、障がい者等の日常生活に係る交通費	高齢者、障がい者、妊婦等が利用し	
	支援	たタクシー代の一部	
	 生活再建に係る介護費に支援	介護サービス利用料のうち区分支給	
	工石丹廷に示る八岐貝に又汲	限度基準額を超過した自己負担分	
人材育成· 就業支援	 教育・生活環境の変化による格差解消	18歳以下の子どもの学校外教育に係	
	が日 工川株売の女口にある旧左所用	る経費の半額	
⅓√未又]及	就業等に係る支援	職業訓練·資格取得費用	

(平成28年4月1日時点)

②迅速・確実・十分な賠償

i 被害実態に即した賠償の要請

- ○町では、これまでも、町の96%が帰還困難区域に指定され、帰還見通しの立たない 双葉町の特殊な事情を理解し、被災地域について一律の対応とするのではなく、双 葉町の被害実態に即した賠償を行うよう、東京電力ホールディングス株式会社や国 に求め続けております。
- ○特に東京電力ホールディングス株式会社に対しては、町民に寄り添い、丁寧かつ真 摯に賠償対応を行うよう、町として今後も強く求めていきます。
- ○また、震災・事故から6年近くが経過する中、町民の皆様の共有財産である町有財産への賠償方針はいまだ示されておりません。その方針の早期提示についても、引き続き東京電力ホールディングス株式会社や国に求めていきます。

[]

原子力損害賠償紛争審査会

- ○東京電力ホールディングス株式会社では、原子力損害の賠償に関する法律や、文部科学省 に置かれた原子力損害賠償紛争審査会が出す指針に沿った損害賠償を行っております。
- ○被害者に一律の対応がなされている賠償のほとんどは原子力損害賠償紛争審査会による 中間指針に基づくものですが、指針では、「指針において示されなかったものが直ちに賠 償の対象とならないというものではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のあ る損害と認められるものは、指針で示されていないものも賠償の対象となる」とされて おります。
- 〇国は、平成 25 年 12 月 26 日の「中間指針第四次追補(避難指示の長期化等に係る損害について)(平成 28 年 1 月 28 日改定)」の中で、避難指示区域について賠償すべき損害として、中間指針及び中間指針第二次追補に加え、次の3点を示しています。

中間指針第四次追補(避難指示の長期化等に係る損害について)

1. 精神的損害

長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等による損害を賠償する。

(帰還困難区域又は双葉町・大熊町の住民が対象。対象者以外(居住制限区域及び避難指示解除準備区域)については、事故後6年間経過後も引き続き1人月額10万円。)

2. 住居確保に係る損害

移住等に伴い新たな住居を取得するためや、帰還に伴い元の住宅の大規模修繕や建替えをするために、事故前の財物価値(既に東京電力ホールディングス株式会社が賠償中)を超えて負担した必要かつ合理的な費用を賠償する。

3. 避難指示解除後の「相当期間」

避難指示解除後、精神的損害及び避難費用が賠償の対象となる「相当期間」は、1年間を当面の目安とする。(ただし、一定の医療・介護が必要な場合や、子どもの通学先の学校の状況等、特段の事情がある場合を除く。)

文部科学省 原子力損害賠償紛争解決センター(ADR センター)

- ○震災・事故から6年近く経過する中、現在の状況や被害の態様は、一人一人異なります。
- ○原子力損害賠償紛争審査会が定めた中間指針に基づく一律の対応がなされていないもの については、文部科学省におかれたADRセンターにおいて、ADR(裁判外紛争解決 手続)による個別事情に応じた和解案の成立に向けた仲介を仲介費用無料で行っており ます。

原子力損害賠償紛争審杳会

審査会の事務の一部である「和解の仲介」手続を円滑かつ効率的 に遂行するために総括委員会を設置

原子力損害賠償紛争解決センター

センターは、原子力事故の被害者からの原子力事業者に対する損害賠償請求について、円滑、迅 速、かつ公正に紛争を解決することを目的として設置された公的な紛争解決機関です。

総括委員会

総括委員会は、審査会において指名された委員長及び委員により構成され、 和解の仲介手続を総括します。

総括委員会の構成

総括委員長 総括委員

総括委員

※学識経験のある裁判官経験者・弁護士・ 学者から選任

総括委員会の主たる業務

- ・事件ごとの仲介委員の指名
- 仲介委員が実施する業務の総括
- ・和解の仲介手続に必要な基準の採択・改廃

これらの有機的な連携の下に、 和解の仲介に係る業務を遂行します

パ ネ ル

パネルは、弁護士等の仲介委員が、当事 者間の合意形成を後押しすることで、紛争 の解決を目指していきます。

仲介委員

面談、電話、書面等による事情の聴取 ・中立、公正な立場からの和解案の提示

申立者

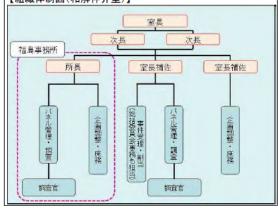
東雷

和解の仲介手続における口頭審理の開催 場所は、原則としてセンター東京事務所ま たはセンター福島事務所にて開催しますが、 それぞれの事情に応じて、その他の場所で も開催していく予定です。

原子力損害賠償紛争 和解仲介室

和解仲介室は、和解の仲介手続に関する庶務 を行います。

【組織体制図(和解仲介室)】



原子力損害賠償紛争解決センター組織概要(ADR センターホームページより)

ii 相談の対応

- ○東京電力ホールディングス株式会社は、賠償に係る相談窓口として、福島県内各地 や宮城県仙台市(平成28年12月現在)に福島原子力補償相談室を設置し、対面で の相談を受け付けております。
- ○町として、これらの窓口等における町民に寄り添った対応を東京電力ホールディン グス株式会社に強く求めるとともに、賠償請求手続の広報や請求手続の支援に引き 続き取り組み、関係機関と連携しながら、町民の賠償に関する不安や悩みの解消に 努めます。

(2) 事業活動支援と就業支援

①事業活動支援

i 事業再開等支援

- ○双葉町では、町の商工事業者の避難先での事業再開が進んでいない状況にありますが、現在、福島相双復興官民合同チームによる個別訪問が行われております。
- ○町としても、商工会と連携し、事業再開支援の拡充や、官民合同チームによる個別 訪問の結果等も踏まえた、個別事情に応じたきめ細かな支援や幅広い情報提供を 国・県に引き続き求めていきます。
- ○特に、事業再開への大きな支援となっている「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金(製造・サービス業等立地支援事業)」については、双葉町における事業再開が当面困難な状況であることを踏まえ、被災12市町村内での事業再開とその他のエリアでの事業再開とで差別のない支援を国に求めていきます。
- ○また、町内における事業再開に向け、その受け皿となるよう、まずは「中野地区復興産業拠点」に共同事業所や産業用地の整備を進めます。商工会とも連携し、町内事業者の皆様のご意向を伺った上で、ニーズに適った産業拠点となるよう、その早期整備を推進します。

1 154

福島相双復興官民合同チーム

- 〇平成27年6月に閣議決定された「原子力災害からの福島復興の加速に向けて(福島復興指針)」改定において、被災事業者の自立へ向けた支援策を集中的に展開していく方針が示されたことを受け、原子力事故による被災事業者等の生活再建、事業の再生や活性化、生業や就労の回復等の支援を目的として、国・県・民間からなる福島相双復興官民合同チームが同年8月に組織されました。
- 〇官民合同チームでは、避難をしている事業者の現状を把握し、個別事情に応じたきめ細かな支援を行うため、チーム設置から平成28年12月現在までの間において、被災地全体で4,000件を超える事業者を、双葉町の事業者についても、300件近い事業者を、それぞれ個別訪問しています。
- ●支援施策の活用例



経営方針全般について 困っている

支援施策

- ●官民合同チーム個別訪問 支援事業
- ●商工会議所・商工会との広域的な連携強化
- ●6次産業化等に向けたマッチング・経営者の右腕派遣

活用例2

地元に戻って事業を 再開したい

. •

支援施策

- ●中小・小規模事業者の事業 再開等支援事業
- ●事業再開・帰還促進事業
- ●生活関連サービスに要する 移動・輸送手段の確保支援

活用例3

地元に帰還して事業を 再開したが、人手が 足りない

支援施策

- 人材マッチングによる人 材確保支援
- 中小・小規模事業者の事業 再開等支援事業

活用例4

事業を継続しているが、 販路開拓できず 困っている

支援施策

- ●6次産業化等に向けたマッチング・経営者の右腕派遣
- 地域の伝統・魅力等の発信 事業

活用例 5

事業をやめた後、 地域に貢献する活動 がしたい

支援施策

●地域のつながり創出支援事業

ii 営農再開等支援

- ○避難先での営農再開を希望される町民に対し、引き続き、営農再開支援に関する情報提供等に取り組みます。
- ○一方、双葉町内の農地については、全町民が全国に分散避難する中、除染後の農地の保全管理を行う担い手の確保が難しい状況にあります。将来的な営農の再開に向け、組合管理の検討等、農地の管理・保全に向けた検討を引き続き進めます。
- ○その上で、まずは避難指示解除準備区域である両竹地区の農業再生モデルゾーンに おいて花き、燃料用作物、飼料用作物の栽培から始める等、将来における本格的な 営農再開に向け、少しずつ取組を進めます。
- ○なお、将来の営農再開に向けて、下流への放射性物質の拡散や周辺環境への影響を 防止するには、川の上流に当たる山林や、農業用ため池等の除染も不可欠であるた め、将来の営農再開を見据え、これらの早期除染を国に求めます。

「イ コラム

フラワーロード

- ○花き植物の栽培は、周辺の景観を向上させることにより、営農的観点に加え、まちづくり的な観点からも大きな意味を持ちます。
- ○福島県によるイノベーション・コースト構想の中にも「フラワー・コースト創造プロジェクト」が位置付けられており、町としても、沿岸部に整備される復興祈念公園等との連携も考えながら、担い手探しも含め、花き植物の栽培に向けた取組を検討します。



フラワーロード

②就業支援

- ○避難先での仕事を得られるよう、就職相談や職業訓練等に係る体制の引き続きの確保を国・県に要請していきます。
- ○また、町としても、ホームページや広報紙(広報ふたば等)を通じて就職支援情報を発信するとともに、生活サポート補助金制度により職業訓練や資格取得に係る費用等への支援を行う等、就職支援に引き続き取り組みます。

3. 健康的で生き生きとした生活の実現に向けた取組

○長期にわたる避難生活を乗り越えるには、放射線の影響管理を含めた長期的な健康管理 の仕組みの構築が必要です。町として、次の施策等に取り組むことにより、総合的な健 康管理体制を確立するとともに、生きがいづくり等を通じて介護予防等を図り、健康的 で生き生きとした生活が実現できる環境づくりを目指します。

(1)保健・医療・ 介護・福祉体制 の確保	①保健・医療・介護・福祉 サービスの確保	i	避難先自治体における保健・医療・ 介護・福祉サービスの確保 保健師等の人材の長期的な確保
	②長期的な健康管理体制 の確保等	i	受診体制・フォローアップ体制の確保等
		ii	相談会・講演会等の開催
	①健康維持の支援体制	i	各種団体や避難先自治体と連携し た個別訪問
		ii	サポートセンターの設置・安否確認 システムの活用
(2) 高齢者等の		iii	心のケア支援プログラムの実施
健康・生きがい づくり	②介護予防等のための 取組(趣味・生きがいづ くり)	i	健康教室等の介護予防等に向けた 取組
		ii	趣味などのテーマ別の集いの企画 等
		iii	避難先住民との交流促進



(1)保健・医療・介護・福祉体制の確保

- ① 保健・医療・介護・福祉サービスの確保
- i 避難先自治体における保健・医療・介護・福祉サービスの確保
- 〇避難先自治体と連携し、避難先における保健・医療・介護・福祉サービスの課題の 把握に努めるとともに、課題の改善に向けて避難先自治体と調整します。
- ○特に、避難者が多い受入自治体については、避難者の集中によりサービスを受けられない等の支障が生じないよう、医療・介護施設やスタッフの充実に向けた一層の 支援を国・県に要請していきます。

ii 保健師等の人材の長期的な確保

○保健師等の人材の確保について、恒久的な確保を含めて国・県等に要請し、町民の 皆様の健康管理を適切に実施していく体制の構築を目指します。

7 3541

双葉町健康増進計画

- 〇双葉町は、全町民が双葉町を離れて生活をおくる中、高い高齢化率も相まって、町民の健康診断の結果は悪化傾向にあります。
- 〇このような状況を踏まえ、町では、ヘルスプロモーション*の理念に基づき、健康な暮らしのビジョンを町民の皆様と共有し、健康増進を図るための双葉町健康増進計画を策定いたします。

*ヘルスプロモーション … WHOが 1986 年のオタワ宣言により提唱された「個人を取り巻く環境を改善することを通じて健康水準を向上させていく」という考え方 (「健康日本 21 (総論)」平成 12 年 3 月 厚生労働省より)

プラム②

特別養護老人ホームせんだん・ グループホームせんだんの家 (いわき市)

- ○社会福祉法人「ふたば福祉会」が運営する特別養護者人ホーム「せんだん」及びグループホーム「せんだんの家」がいわき市錦町に新たな仮設施設を開設するため、平成 28 年6月1日、現地において地鎮祭(起工式)が行われました。
- ○平成29年5月に施設が完成し、7月から利用が可能となる予定です。
- 〇避難生活の中、施設の開所を待ち望み、 今日の私たちの暮らしの礎を築いてき た高齢者の方が、安心して暮らし、利用 できる施設になると考えています。



特別養護老人ホーム「せんだん」外観イメージ 社会福祉法人ふたば福祉会提供



グループホームふたば (郡山市)

- 〇認知症の診断を受けた高齢者の方が自立した生活が出来るよう、地域密着型サービス事業所を整備するため、公募により整備を行う事業所を募集し、平成 28 年 11 月 30 日の双葉町地域密着型サービス事業所審査委員会を経て、株式会社エコに決定しました。
- 〇施設は、既存の施設を利用するものであり、グループホームふたばとして、郡山市安積町 に整備され、平成 29 年4月の開設を目標に進めています。

②長期的な健康管理体制の確保等

i 受診体制・フォローアップ体制の確保等

○子ども被災者生活支援法や原発避難者特例法の実効ある運用を国等に引き続き求めるとともに、県・町による健康管理調査や町独自で行っている内部被ばく検査等(WBC、個人線量計貸出等)を踏まえ、放射線による長期的な健康への影響管理を含め、町民の適切な健康管理体制を確保します。

ii 相談会・講演会等の開催

○健康管理や放射線に関する知識習得のための取組等を行い、町民の皆様の心身の健康づくりを進めます。

(2) 高齢者等の健康・生きがいづくり

①健康維持の支援体制

i 各種団体や避難先自治体と連携した個別訪問

○避難先において、孤立しがちな町民への定期的・継続的な戸別訪問を、社会福祉協議会や民生児童委員協議会、及び避難先自治体等と連携して、引き続き実施していきます。

ii サポートセンターの設置・安否確認システムの活用

- ○平成28年12月現在、健康相談・指導、介護予防、孤立防止、心のケア等を目的としたサポートセンターが福島県いわき市、郡山市及び埼玉県加須市に設置されるとともに、緊急時の安否確認を迅速に行うための緊急通報システムが導入されています。今後とも引き続き、このような体制を維持すること等により、介護予防に向けた取組とあわせ、高齢者等が安心して生活できるよう取り組みます。
- ○なお、勿来酒井地区復興公営住宅の敷地内にも、新たにサポートセンターが整備される予定となっています。

iii 心のケア支援プログラムの実施

○避難生活による精神的ストレス等健康被害を抱えている町民の皆様に対して、避難 先自治体等の関係機関と連携して心のケア支援プログラム(定期的な相談・病院の 紹介等)を引き続き実施していきます。

②介護予防等のための取組 (趣味・生きがいづくり)

i 健康教室等の介護予防等に向けた取組

- ○介護予防とは、心身機能の改善や環境調整などを通じて、個々の高齢者の生活機能 (活動レベル) や参加 (役割レベル) の向上をもたらし、それによって一人ひとり の生きがいや自己実現のための取り組みを支援して、生活の質 (QOL) の向上を 目指すものです。
- ○具体的には、健康教室等の取組を引き続き実施するとともに、より多くの方に参加 を促すため、介護予防事業の啓発を行っていきます。

ii 趣味などのテーマ別の集いの企画等

○交流拠点等を活用して、復興支援員等とも連携し、テーマ別(趣味ごと、年齢ごと等)の集いの企画や、サロン等の運営への支援に引き続き取り組みます。

iii 避難先住民との交流促進

○まずは避難先において生き生きとした生活を送れるように、避難先の自治体や支援 団体等と連携し、双葉町民と避難先住民との交流機会の増加を図ります。

Ⅵ章 町民のきずな・結びつき

町民のきずなを維持・発展させ、次世代を育み、ふるさとを繋いでいくための取組を取りまとめました。

VI章 町民のきずな・結びつき

1. 町民のきずなの維持・発展に向けた取組

○町民の強いきずなこそが、長期にわたる双葉町の復興を支える土台です。町としても、町民の皆様が、双葉町とのつながりを保ちながら、避難先で安心した生活を過ごせるよう次のような施策に取り組みます。

(1)町民の交流 機会の確保	①交流活動への支援	i	交流組織の設立・運営支援
		ii	交流機会の創出
	②交流拠点の確保・活用		交流拠点の確保・活用
	①情報提供の充実化	i	町民のニーズに沿った情報提供
(2)町からの情報		ii	分かりやすい情報提供
提供の充実・円滑化	②情報発信の円滑化	i	多様な手段による情報発信
		ii	ソーシャルメディア等の活用に
			よる対話型広報



主なご意見



町民同士の交流機会を設けてほしい。

帰還しても地区のきずなが 崩れることが心配だ。



町外拠点で、ダルマ市、夏 祭り、盆踊りなどのイベン トを開催したい。



タブレットを情報発信(双方向コミュニケーション)の場として活用すればよい。



双葉町民だけでなく、別の地域の人々も町外拠点を活用できるようにしてほしい。



(1) 町民の交流機会の確保

①交流活動への支援

i 交流組織の設立・運営支援

- ○既存の自治会組織については、その活動内容についての町からの広報の充実や、自 治会への加入促進等を通じ、その運営支援に取り組みます。また、自治会のない地 域については、自治会組織の設立支援等に引き続き取り組みます。
- ○また、生活サポート補助金による交通費支援等を通じて、行政区総会への参加等を 支援します。

ii 交流機会の創出

- ○福島県いわき市・福島県郡山市・埼玉県加須市の3拠点に分かれて活動する復興支援員(愛称:ふたさぽ)等との連携により、各種の交流会・交流イベントの開催に引き続き取り組みます。
- ○また、今年6年ぶりに開催された「双葉町敬老会」や、「集まれ!ふたばっ子」の開催に努める等、町民の交流機会の創出に町としても引き続き取り組みます。
- ○さらに、南台応急仮設住宅で再開されている伝統のダルマ市等、町民主体の交流イベントの企画についても、その引き続きの支援に向けて取り組みます。

「 コラム①

復興支援員(ふたさぽ)

- ○国の復興支援員制度を活用し、避難先における町民のコミュニティの維持・発展を図ることを目的に、コミュニティ支援・広報支援・映像等制作支援の活動を行っています。
- ○町民のニーズを把握し、交流に向けたサポートなど町民と協働しながらコミュニティ支援活動に取り組むとともに、町民の主体的な活動等を取材・撮影し、様々な手段・媒体での広報活動を行っています。
- ○今後は、町の復興の状況を踏まえ、復興支援員の活動の幅 を広げる予定です。



活動の様子

「一 コラム②

南台応急仮設住宅における伝統のダルマ市再開

- 〇長塚地区の消防団員を中心とした団体「夢ふたば人」によって、双葉町伝統のダルマ市が震災の翌年からいわき市南 台応急仮設住宅のイベント広場で再開されています。
- ○子どもからお年寄りまで多くの方が訪れ、「巨大ダルマ引き 合戦」への参加・観戦や、縁起物のダルマの購入を楽しん でいます。



ダルマ市の様子

②交流拠点の確保・活用

- ○町民交流施設として、「せんだん広場」(福島県郡山市)、「ふたぱーく」(福島県いわき市)、「ふたば交流広場」(埼玉県加須市)が設置されています。
- ○今後、勿来酒井地区復興公営住宅に整備が予定されている集会所も含め、町民の声 を聞きながら、町民の交流拠点の確保・有効活用に努めます。

(2) 町からの情報提供の充実・円滑化

①情報提供の充実化

i 町民のニーズに沿った情報提供

○町公式ホームページ、タブレット、広報誌等の媒体や、町政懇談会の機会等を活用 し、双葉町内の復興や線量の最新情報や、避難先での町民の活動状況等、町民の皆 様の声を聞きながら、町民の皆様が知りたい情報発信の充実に取り組みます。

ii 分かりやすい情報提供

- ○今後とも引き続き、情報を受け取る側が分かりやすい情報提供に取り組みます。
- ○また、中野地区復興産業拠点を起点にいよいよ双葉町内の復興まちづくり事業が本格的に動き出す中、町民の声を集約してまちづくりに反映させるとともに、復興の 進捗を町民にリアルタイムで発信するため、新たに復興ポータルサイトを立ち上げます。

☑ コラム

復興ポータルサイト

- 〇中野地区復興産業拠点における「働く拠点」の整備に加え、今後は、平成 28 年度に除染が行われているJR双葉駅西側・新市街地ゾーンを皮切りに、いよいよ帰還困難区域でも復興事業が動き出し、双葉町の復興まちづくりが本格化します。
- 〇こうした中、町内の復興・復旧 に係る取組を正確かつ分かり やすく、リアルタイムで発信し ていくため、町民の意見集約な どの機能も組み込んだ復興ポ ータルサイトを、平成29年春 を目指して公開します。

一掲載内容(想定)-

- ・復興・復旧に向けた町の取組状況
- ・インフラ復旧状況
- ・除染の状況
- 中間貯蔵施設の状況
- ・福島第一原子力発電所の状況
- 町内の放射線量の状況
- 復興まちづくり計画及び復興整備計 画などの各種計画

(右) ポータルサイトのイメージ



②情報発信の円滑化

i 多様な手段による情報発信

○避難をしている町民には様々な世代の方がいることを踏まえ、より多くの方に迅速 に情報が伝わるよう、インターネット(公式ホームページ等)、広報紙(広報ふたば 等)、ラジオ(FMいわき)等、様々な媒体・手段を活用した情報発信に引き続き取 り組みます。

ii ソーシャルメディア等の活用による対話型広報

- ○町からの一方的な情報提供のみではなく、町民同士や町民と町との双方向コミュニケーションを可能とするため、公式ホームページや広報ふたばを通じた情報提供のほか、ユーチューブ、フェイスブック、ツイッター等のソーシャルメディアを活用した情報発信を行っています。
- ○また、町民の皆様がこれらのメディアを十分に活用できるよう、ICTきずな支援 システム事業により各家庭に配布したタブレット端末について、その使用方法の講 習会等を実施してきました。
- ○今後とも引き続き、ソーシャルメディア等を活用した対話型の広報を活用し、町民 の皆様のニーズに応じた情報発信の充実に取り組みます。

「イ コラム

ソーシャルメディア

ソーシャルメディアとは、インターネットを利用して誰でも手軽に情報を発信し、相互の やりとりができる双方向のメディアであり、代表的なものとして、ブログ、Facebook (フェイスブック)や Twitter(ツイッター)等のSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)、YouTube(ユーチューブ)やニコニコ動画等の動画共有サイト、LINE(ライン)等のメッセージングアプリがあります。

いろいろな人がその情報を入手できる可能性があるため、ソーシャルメディアへの投稿は、ルールやモラル、マナーを守って利用し、思いがけないトラブルに巻き込まれないよう注意が必要です。

双葉町においても、情報の発信に当たっては、個人情報等に配慮した掲載に努めています。 参考: 平成 27 年版情報通信白書(総務省)より

2. 次世代を育み、ふるさとを繋いでいくための取組

○双葉町を再興させるためには、町の将来を担う次世代を育み、ふるさとへの思いを繋いていく取組が必要です。町として、次のような施策に取り組むことにより、ふるさと双葉町を未来に繋いでいきます。

(1)双葉町を担う 次世代の育成	①次世代リーダーの育成		次世代リーダーの育成
	②子育て支援		子育て支援
	①双葉町立学校における 魅力ある教育の推進	i	町独自の教育方針・教育内容・地域 教育の推進
		ii	学びを支援する環境整備・学習支援
(2)教育環境の 充実	②避難先における子ども たちの支援・きずなの	i	安心して教育を受けられる体制の 整備
	維持	ii	子どもたちのきずなの維持
	@11 A #5 **	i	生涯学習事業の実施
	③社会教育の推進		スポーツ振興
	①ふるさとの現状調査•管 理・保全等	i	インフラ等の被害状況調査・復旧
		ii	倒壊建物の撤去・危険建物の 応急修理・除却等
		iii	防犯•防火対策
(3)ふるさとの荒 廃の防止等		iv	野生鳥獣への対策
190091911143		V	環境保全・放射線量の低減
	②一時帰宅の改善		一時帰宅の改善
	③墓参への支援等	i	既存墓地の保全
		ii	新たな墓地の整備・管理
(4)双葉町の歴	XX	i	文化財・伝統文化等の保存・管理
史・伝統・文化 の記録と継承		ii	学校教育との連携 • 伝統行事開催等 の支援
(5)震災・事故の	震災・事故の教訓と復興の 過程の記録・発信・伝承	i	アーカイブ化・記録誌の編纂
教訓と復興の 過程の記録・ 発信・伝承		ii	震災・事故の経験や教訓・復興への 取組を発信



主なご意見

町民同士の交流機会を設けてほしい。



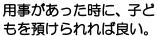
「移動ママサロン」を開催 するイベントも面白い。



防犯カメラを増やし てほしい。



せんだん、盆踊りの映像化やマニュアルづくりをしてはどうか。





若い人でも「役」を頼まれれば、やると思う。何か頼まれた方がイベントなどに行きやすい。



学校の校歌を残したい。 高校受験を控えている がどう手続したらいい のかわからない。



季節の花を楽しめる ような環境整備をし てほしい。



一時帰宅者用に交流の 場をつくってほしい。



帰還までの道のりは大変だと思うが、これまでの歴史を忘れさせない町になってほしい。



自分がやっていたように、子どもたちにも双葉町の歴史・伝統・文化の継承をやってほしい。

MANUAL



(1) 双葉町を担う次世代の育成

①次世代リーダーの育成

- ○国や福島県などの行政機関を始め、多様な主体が双葉町の復興に向けた活動を展開していますが、双葉町を本当の意味で復興させていくためには、町の次世代を担う若者が活躍し、これからの双葉町を創っていく必要があります。
- ○町としてもアンテナを高く張り、志の高い人材の発掘に努めるとともに、情報提供、 コーディネート・マッチング支援その他の民間主体による地域密着のまちづくり組 織やイベント団体の組成支援を行うこと等により、町の若者が活躍し、成長できる 場所づくりに取り組みます。
- ○また、既存の団体や新たに組成された団体に対しては、引き続き、その活動への支援に合わせて取り組みます。
- ○このような取組に、町立幼稚園・小・中学校による教育の充実や、復興支援員や地元NPO等と連携した交流イベントの企画等を合わせて行うこと等により、町の次世代リーダーの確保・育成を進めます。

プ コラム

「夢ふたば人」と「ぐるぐるユニット」

- ○「夢ふたば人」は、長塚地区の消防団員である若者を中心に組織された有志の団体として、 震災の翌年から、いわき市南台応急仮設住宅において、伝統のダルマ市を開催する等の取 組をしています。
- ○「ぐるぐるユニット」は、双葉町出身や双葉町にゆかりのある若者を中心とする「若者企画推進協議会」として組織され、平成28年1月に行われたダルマ市で「よっちゃんスルメ」を出店する等の活動を行っています。



「夢ふたば人」 盆踊り



「ぐるぐるユニット」 ダルマ市

②子育て支援

- ○子育て世代が安心して育児や仕事に取り組めるよう、「双葉町子ども・子育て支援 事業計画」を策定し、総合的な取組を進めています。
- ○双葉町子ども・子育て支援事業計画においては、子育てに関する基本理念を「すく すく、たくましく育て 次世代を担うふたばっ子」としており、この基本理念に基 づき、「子育て家庭への支援」、「親子の健康づくりの支援」、「サポートが必要な親子 への支援」、「次世代を健やかに育む支援体制」の大きく4つの視点から取り組んで います。
- ○今後とも引き続き、ママサロンや子育てサロンの実施等、子育て支援に向けた取組 を推進していきます。

1 1 5 4

双葉町子ども・子育て支援事業計画

- 〇双葉町では、家庭や地域の子育てをめぐる環境が大きく変化し、そこで生ずる課題に対応するために、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「双葉町次世代育成支援後期行動計画~ふたばっ子 すくすく はぐくみ プラン~」(計画年間:平成 22 年度~平成 26 年度)を策定しました。
- 〇この中で、『すくすく、たくましく育て 次代を担うふたばっ子』を基本理念とし て、右表の6つの基本方針を設定し、子 育て支援に取り組んできました。
- ○「双葉町子ども・子育て支援事業計画」は、これらの基本方針を受け継ぎ、全町避難という現状を踏まえつつ、未来を見据えて、保護者、教育・保育従事者、地域、行政が協働で『次代を担うふたばっ子』を育てていくための支援計画で、平成27年3月に策定しました。

■6つの基本方針

基本方針1 子育て家庭に対する支援の 充実

基本方針2 親子の健康づくり等の充実

基本方針3 支援が必要な親子への対応 の推進

基本方針4 仕事と子育ての両立支援と 意識啓発

基本方針5 次世代を健やかに育む地域環境づくり

基本方針6 子どもが安心して遊び、生活できる環境の整備

(2)教育環境の充実

①双葉町立学校における魅力ある教育の推進

i 町独自の教育方針・教育内容・地域教育の推進

- ○双葉町立学校において、少人数教育やICT教育*の実施、ALT*を活用した英語教育の充実、各種交流機会の創設等、「双葉町教育ビジョン」に沿いながら、魅力と特色のある教育を推進します。
- ○また、双葉町の歴史・伝統・文化の伝承等についても取組を進め、町の未来を担う 次世代の人材を育成します。
 - *ICT教育 … 情報通信技術を活用した教育
 - *ALT … 外国語指導助手

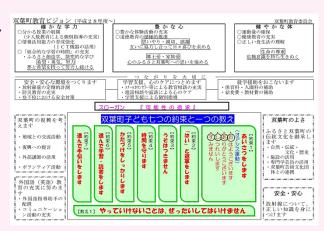
「 コラム①

双葉町教育ビジョン

〇双葉町立小・中学校では、少人数のよさを生かし個に応じた指導ができるよう努めています。また、町内各学校間の連携により、幼・小・中学校教育の一体化に取り組んでいます。

更に、いつでもどこでもインターネットができる環境を整え、1人1台のタブレットの活用、デジタル教科書の導入、図書室の充実、さらには冷暖房完備など、他校に先駆けての教育環境の充実に努めております。

〇双葉町の教育の実態からこれまでのビジョンを見直し、平成 28 年度より新しい「双葉町教育ビジョン」でスタートしています。



双葉町教育ビジョン

ii 学びを支援する環境整備・学習支援

- ○校舎内にインターネット環境を整備し、児童生徒が主体的に学べる環境が整備されています。また、デジタル教科書を導入し、一人1台タブレット端末を利活用した授業に取り組めるようICT機器の充実を図っています。
- ○更に、福島県教育委員会と連携してスクールカウンセラーを配置し、心のケア対策 にも努めています。
- ○これらの教育環境は継続して整備していきます。
- ○また、いわき市南台応急仮設住宅集会所と町立学校において、週2回放課後学習会 を開き子どもたちの学習支援にもあたっています。

②避難先における子どもたちの支援・きずなの維持

i 安心して教育を受けられる体制の整備

- ○避難先において安心した学校生活が送れるよう、教育委員会において相談体制を整 えています。
- ○被災児童生徒就学支援事業により、幼稚園就園奨励費補助金(入園料、保育料)、小中学生に対する就学援助費(学用品、給食費等)の支給を行っています。今後も国に対してこの事業の継続を求めていきます。

7 1542

双葉町立幼稚園・小・中学校

- 〇平成26年4月、いわき市で再開した幼稚園・小・中学校も3年目を迎え、当初は園児・ 小中学生11人であったのが平成28年度は40人まで増加しました。
- 〇幼小中学校合同の「ふれあい集会」や小中合同の和太鼓の練習など、幼稚園から中学生まで和気あいあいと楽しむ姿がみられ、幼・小中連携教育の成果が見られます。



「ふれあい集会」の様子



小中合同の和太鼓の練習

ii 子どもたちのきずなの維持

- ○子どもたちのきずなの維持、伝統文化の継承、学習支援、心のケア等を図るため、「集まれ!ふたばっ子」の開催等により、子どもたちの「つどいの場」を継続的に 提供します。
- ○あわせて、保護者同士の交流機会の確保等に努めるとともに、ニーズに応じた新た な取組についても随時検討を進めます。

③社会教育の推進

i 生涯学習事業の実施

○趣味や生きがいを持つ場として、各避難地域において婦人学級等の生涯学習事業に 引き続き取り組みます。

ii スポーツ振興

○町民の体力向上と心身のリフレッシュを図るため、関係団体と連携しながらスポーツの振興に引き続き取り組みます。

(3) ふるさとの荒廃の防止等

①ふるさとの現状調査・管理・保全等

i インフラ等の被害状況調査・復旧

○町への帰還に向けては、町の現状を的確に把握するとともに、インフラ等の調査・ 復旧・管理・保全をしていくことが必要です。町として、国・県等とも連携しなが ら、引き続き町内のインフラ等の被害状況を調査し、その復旧等に取り組んでいき ます。

「 コラム

JR双葉駅近くの歩道橋の災害復旧

- OJR双葉駅から町立双葉中学校方面へと続く歩道橋については、震災後、橋げたがずれたままとなっておりましたが、平成28年度から災害復旧事業による現状復旧に向けた取組が始まっています。
- 〇町として、引き続き、町内のインフラの復旧作業を進めます。



JR 双葉駅近くの歩道橋

ii 倒壊建物の撤去・危険建物の応急修理・除却等

○倒壊建物の撤去や危険建物の応急修理・除却、屋根の保全、危険物の除去、除草などについて、関係機関と協議しながら引き続き取り組むことにより、安全性の確保を図ります。

iii 防犯・防火対策

○防犯・防火については、放射線量が相当程度低減している区域における一時帰宅の 利便性に配慮しながら、その対策の引き続きの徹底を国に求めるとともに、町とし ても、警察署等の公的機関や警備会社等と連携した防犯・防火パトロール等に引き 続き取り組みます。

iv 野生鳥獣への対策

求めていきます。

- ○野生鳥獣については、イノシシ、ハクビシン、アライグマ等を中心に、住宅等への 被害が多数報告されています。
- ○環境省が実施している野生鳥獣の捕獲に関し、その引き続きの実施を求めるととも に、わなの設置箇所増設や、ハクビシン・アライ グマの年間を通した捕獲実施等の対策強化を国に
- ○また、町の有害対象狩猟鳥獣捕獲隊については、 避難による隊員の分散、隊員の高齢化、それに伴 う後継者不足等の厳しい状況にあることから、広 域連携による取組の検討等を含め、今後に向けた 対策を検討します。



v 環境保全·放射線量の低減

- ○帰還環境の整備に当たっては、放射線量を低減させることが何よりも重要です。町 として、引き続きの除染徹底を関係機関に求めるとともに、国において町内の正確 な放射線量測定と、その結果の迅速かつ正確な情報発信を行うよう、強く求めます。
- ○また、町内の景観その他の環境保全のため、除草、農地や里山の保全管理の実施に 関する検討を進めます。

②一時帰宅の改善

- ○一時帰宅については、平成26年9月に一般国道6号の自由通行が開始されるととも に、帰還困難区域内の道路の応急復旧が進み、その安全性が向上してきています。
- ○町民からの要望等を踏まえ、帰還困難区域への年間の立入可能回数が 30 回(平成 28年12月現在)まで増加するとともに、JR双葉駅に隣接する双葉町コミュニテ ィセンターを活用した休憩所が平成28年9月にオープンする等、利便性の向上に向 けた取組が併せて進められております。
- ○今後とも、帰還困難区域内であっても放射線量が相当程度低下している地域への立 入手続の簡素化を防犯・防災の確保と併せて国に求める等、一時帰宅の安全性・利 便性のさらなる向上に向けて取り組みます。

コラム

双葉町コミュニティセンター

- ○平成28年9月10日から、双葉町コミュニティセ ンターの一部を利用し、一時帰宅者向けの休憩所が オープンしました。
- ○同施設は双葉町の帰還困難区域内で初めて利用が再 開された公共施設であり、水洗トイレや多目的スペ ース等を備えています。



双葉町コミュニティセンター外観

③墓参への支援等

i 既存墓地の保全

○既存の墓地について、除草等による保全に引き続き取り組みます。

ii 新たな墓地の整備・管理

○また、平成29年度内における双葉町内で新たな共同墓地の使用が開始できるよう、 その周辺の道路の除染要望等と併せ、取組を進めます。

(4) 双葉町の歴史・伝統・文化の記録と継承

i 文化財・伝統文化等の保存・管理

- ○ふるさと双葉町を復興させ、町を次世代に繋いでいくためには、町の歴史・伝統・ 文化をこれからの双葉町を担う次世代に継承していくことが必要です。
- ○このため、町として、文化財等の保存・移設・修繕を行うとともに、相馬流れ山踊り・じゃんがら念仏踊り・女宝財踊り・神楽等の伝統芸能や、標葉せんだん太鼓等の町の芸能の記録・継承に向けた取組を進め、町の歴史・伝統・文化の次世代への継承を目指します。

ii 学校教育との連携・伝統行事開催等の支援

○学校教育を通じた町の歴史・伝統・文化の継承、各種イベント企画等に引き続き取り組みます。

「~ コラム

「双葉町民の歌」と「ふたば音頭」

- ○双葉町の文化を次世代に継承する取り組みとして、 昭和63年に制定された「双葉町民の歌」である「一 未来みつめて 一」を平成27年6月より、「ふたば 音頭」を平成28年6月より「Youtube (ユーチュ ーブ)」にて、公開しています。
- ○「ふたば音頭」は、現在もお祭りやイベントで披露 されています。



【**双葉町民の歌**】 作詞 武内 敏子 ----未来みつめて---- 作曲 山岡 賢舟

- − 栴檀(せんだん) 芽をふく 双葉の空に 四季をいろどる 阿武隈の山 椎葉(しいは)の野辺は 風さわやかに 清き流れに 大地はひらく ああ 緑あふれる 双葉町
- 二 さくら花咲く 双葉の里に 古きをしのぶ 清戸(きよと)の迫(さこ)は 高い文化の 薫(かおり)を残し 誇豊(ほこりゆた)かに 心を結ぶ ああ 伝統ふかき 双葉町
- 三 大洋波うつ 双葉の浜に 若さみなぎる 集いの灯(あかり) 未来みつめて 力を育て 大きな夢に はばたく雉子(きじ)よ ああ ゆく手輝く 双葉町

注釈

- *町民憲章の主旨を生かし、飛躍する双葉町を表現した。
- *双葉町は、古来、椎葉(標葉)郷とよばれていた。
- *清戸は(キヨト), 迫(サコ)と表音する。

【ふたば音頭】

作詞 藤田 鶴悠芸作曲 山岡 賢舟

- 一 桜かすみに 柳が招くよ 招く柳に つい誘われて 嬉し恥かし バラが咲く 双葉よいとこ 見に来てごらん 踊り輪になる輪が花になる みんな揃って 総おどり総おどり
- 前田大杉 十万山かくすよかくれたお山に ゆかたを着せて一度見せたい 盆おどり双葉よいとこ 太鼓がひびく 踊り輪になる輪が花になるみんな揃って 総おどり総おどり
- 三 歴史(むかし) 偲ばす やかたの跡によ 誰れを待つやら すすきが招く 幼馴染も お年ごろ 双葉よいとこ 帰っておいで 踊り輪になる輪が花になる みんな揃って 総おどり総おどり
- 四 西に阿武隈 お化粧すればよ 福が来る来る ダルマが笑う 起きて転んで 又起きて 双葉よいとこ 根性どころ 踊り輪になる輪が花になる みんな揃って 総おどり総おどり

(5) 震災・事故の教訓と復興の過程の記録・発信・伝承

i アーカイブ化・記録誌の編纂

- ○地震・津波・原子力発電所事故という世界でも類を見ない複合災害の被災地として、 このようなことが二度と起こらないよう、震災・事故の教訓と復旧・復興の過程を 記録し、国内外に広く伝えるとともに、それを次世代に伝承していかなくてはなり ません。
- ○町として、震災アーカイブ事業の実施や震災記録誌の編纂等を通じ、周辺自治体と も連携しながら、情報の記録や震災遺産の収集等に取り組みます。
- ○また、事業主体である福島県と連携し、福島県からの情報発信拠点となるアーカイブ拠点施設や復興祈念公園の早期整備に向けた取組を進めます。

ii 震災・事故の経験や教訓・復興への取組を発信

○将来的には、復興ツーリズム等によるアーカイブ拠点施設や復興祈念公園等への来 訪者等を対象とした取組の検討を進めます。

| コラム

人と防災未来センター

- ○平成7年に起こった阪神・淡路大震災の経験を語り継ぎ、その教訓を未来に活かすことを通じて地域防災力の向上等を図るため、平成14年に兵庫県は同県の神戸市に「人と防災未来センター」が設置されています。
- ○双葉町としても、今般の、世界でも類を見ない複合災害の教訓と復興の過程の国内外への情報発信に向けて、施設の立地町として、充実したアーカイブ拠点施設の整備を事業主体である福島県に求め、連携した取組を推進します。



人と防災未来センター外観 (兵庫県博物館協会事務局ホームページより)

Ⅲ章 計画の実現に向けて

「双葉町復興まちづくり計画 (第二次)」に記載された取組を推 進する上での体制や、今後の課題等を整理しています。

Ⅷ章 計画の実現に向けて

1. 関係者の連携による計画の推進と進捗管理

- ○本計画で策定した取組等を推進し、「町民一人一人の復興」と「町の復興」を実現していくためには、民間・行政等の幅広い関係者の連携により、町民の力を結集して取り組んでいくことが必要です。
- ○いわゆるPDCAサイクルにより、関係者の連携により取組を推進するとともに、その 効果の検証を行い、随時の改善を図っていくため、「第二次計画」を策定後は、その実 施計画を策定し、事業主体や工程の明確化を行うとともに、計画の進捗管理を適切に行 っていきます。

PDCAサイクル

Plan (計画)、Do (実施)、Check (評価)、Action (改善) の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと。

(1) 関係者の連携による計画の推進

- ○町全体で復興に向けた事業を推進するため、「双葉町復興まちづくり計画推進会議」 を設置しています。このような全庁的な本部体制の下、引き続き、総合的・横断的に 施策を推進します。
- ○町民の声を聞くとともに、復興町民委員会など町民が復興まちづくりに参加できる体制を維持し、町民主体の復興を目指します。
- ○特に、将来の双葉町を担う若い世代の復興まちづくりへの参画推進を図ります。
- ○町民一人一人が町の復興の主役です。事業の推進等に当たっては、様々な場面で連携 を図るとともに、町として、その活動を支えます。

(2) 進捗管理

- ○「第二次計画」の策定後、その進捗管理等のため、PDCAサイクルを踏まえた実施計画を策定し、随時、見直しを行います。
- ○各施策の進捗状況については、定期的に町民の皆様にお知らせするとともに、進捗が思わしくない施策については、その原因を分析し、改善に努めます。
- ○また、今後の社会情勢や町民の意識の変化に応じ、この計画に記載された施策自体についても、必要に応じた見直しを行います。



2. 連携・協働

(1)国・県・周辺市町村との連携・協働

①国・県との連携・協働

- ○国・県においても、事故・震災からの復興を加速させる各種構想や計画が策定されています。町としても、国や県による広域的な動きにもアンテナを高く張り、しっかりと連携をしながら、「第二次計画」の実現を目指します。
- ○また、国・県に対しては、必要に応じ、制度拡充、規制緩和等を求めるとともに、計画の実現に向けた人材の確保や長期的な財政支援についても併せて求めていきます。

②周辺市町村との連携・協働

- ○震災・事故からの復旧・復興については、双葉町の周辺自治体も類似の課題を抱えていますが、その中でも福島第一原子力発電所の立地町である双葉町は、町域の96%が帰還困難区域に指定され、周辺の他市町村の復興を追いかける状態となっています。
- ○こうした中、周辺市町村等の様々な事例から学ぶとともに、可能な限りの連携をし、 効果的な復興まちづくりの推進を図ります。
- ○また、広域的な事務の実施やサービスの提供等、周辺自治体との効果的な連携・協働 を模索し、双葉町の復興の更なる加速化を目指します。
- ○あわせて、町民が避難している自治体とも引き続き密に連携を取り、その支援に取り 組みます。

(2) 町民との協働・民間活力の積極的活用

- ○町民の思いに根差したこの計画を実現していくために、町民と協働・連携し、計画を 推進していきます。
- ○復興支援員制度等を活用して、避難先でのコミュニティづくりを担う人材の確保・育成を併せて推進します。
- ○また、各種施策のより効果的な推進を図るため、様々な分野の学識者・専門家・民間 企業との協力・支援体制の構築に取り組みます。



これからも双葉町づくりの議論をみんなで行いたい。

色々な意見をまちづくり に取り入れて欲しい。



話し合ったことを実行、 実現に向けて歩き出して ほしい。



3. 今後検討を進めるべき課題

- ○経年劣化等を含めた各種インフラの被害状況や、避難指示解除後の帰還人口やその構成 など、現時点では見通しが不透明な事項も多く、現時点で全ての方針を決めることはで きません。
- ○こうした中、次に記載した課題等については、社会状況の変化や町民の意向の変化等を 踏まえながら、今後時期をみて、その方向性を検討していきます。

(1)帰還計画の作成と、防災・避難計画の見直し等

- ○第二次計画では双葉町の復興に向けた各種施策の整理をしましたが、帰還の実現に向けては、今後、具体的なスケジュールを整理し、帰還に向けての課題を一つずつクリアしていく必要があります。
- ○このため、今後、帰還に向けた見通しが立ってきた段階で、具体的な帰還計画を作成 するとともに、新たな町の状況にあわせた防災・避難計画の見直し等について、検討 を行います。

(2) 各種の公共・公益施設の再開方針の整理等

- ○双葉町役場、町立幼稚園、小・中学校、公民館・体育館、図書館、歴史民俗資料館などの町の公共・公益施設については、まずは施設の被害状況を調査するとともに、避難指示解除後の帰還人口やその構成を見据えながら、その再開方針の整理・検討を進めます。
- ○また、医療施設、介護施設等についても、町内の体制をどのようにしていくか、関係機関と協議しながら調整を進めます。その際、施設整備のみならず、施設に従事する人材の確保も大きな課題であることに留意します。
- ○さらに、上記施設等の配置等を踏まえ、生活交通の在り方についても検討を行います。

(3)帰町を見合わせる町民への支援・情報提供の在り方

- ○長い避難生活が続く中、避難先で新しいコミュニティを形成している町民も多く、双葉町への一斉帰還は現実的ではありません。
- ○帰町を迷っている方や、町へは帰らないと決めているという方について、避難指示の解除後、当面の二地域居住の支援を含め、 どのような支援や情報提供が必要となるか、周辺市町村の事例から学びながら、検討を進めます。



○双葉町に戻りたいと考えている方が、たとえ子ども・孫の代であっても、双葉町に帰 還できるよう、粘り強く取り組みます。

(4) 新規転入者の受入れに向けて

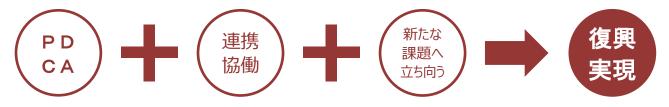
- ○双葉町を再興させていくためには、今後、町内や周辺での就労者等を新たな町民として受け入れていく上での方針を整理するとともに、町の魅力の発信等、その推進方策の検討を進める必要があります。
- ○新規転入者を受け入れ、双葉町に自然に溶け込んでもらうことにより町の再興に繋げていきます。

(5) さらなる復興加速化に向けた取組

- 双葉町の復興は、行政だけでも民間だけでも成しえません。民間と行政との協働により町民の力を結集し、町民主体の復興まちづくりを推進していくための更なる方策について、検討を進めます。
- 双葉町復興のシンボルとなる事業やまちづくりの存在は、町の魅力を高める上で大きな役割を果たすと考えられます。
- ○例えば、福島県として強く推進している自然エネルギーの活用を取り入れたまちづくり (スマートコミュニティ) は、福島第一原子力発電所の立地町でもある双葉町の新たなシンボルとなり得るまちづくりの一つの案であると考えられます。

4. 今後の計画の見直しについて

○第二次計画では、当面の5年間に特に焦点を当てながら、今後5~10年程度かけて中長期的に取り組む町の施策を取りまとめました。今後は、その後の双葉町の復興まちづくりの進捗や社会状況の変化を踏まえて、遅くとも策定から5年後を目途に計画の見直しを行い、町民の思いを受けながら、双葉町の復興まちづくりを粘り強く推進いたします。



資料編

資料編

1. 双葉町復興町民委員会設置要綱

(設置)

第1条 東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故からの復興に向け、双葉町復興まちづくり計画(以下「復興計画」という。)及び同計画に書かれた施策の推進に係る計画(以下「事業計画」という。)の案の作成に係る意見等を求めるため、双葉町復興町民委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 委員会は、双葉町復興まちづくり計画推進会議からの求めに応じ、次に掲げる事項について検討を行うものとする。
 - (1) 町民の生活再建の実現に向けた取組に関すること。
 - (2) 町民のきずなの維持・発展に向けた取組に関すること。
 - (3) 町の復興・再興に向けた取組に関すること。
 - (4) その他復興計画の案の作成及びその推進並びに事業計画の案の作成に必要なこと。
- 2 委員会は、双葉町復興まちづくり計画推進会議の諮問に応じ、復興計画又は事業計画の案について審議を行い、意見又は見解を報告するものとする。
- 3 委員会は、双葉町復興まちづくり計画推進会議と連携し、復興計画及び事業計画の進捗管理を 行うものとする。

(委員)

- 第3条 委員会の委員は、町民及び復興施策について識見を有する者の中から、町長が委嘱する。
- 2 委員の任期は、委嘱の日から所掌事項に関する提言が完了する日までとし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

(意見の聴取等)

- 第6条 委員会に、復興計画に対する助言又は意見を聞くためアドバイザーをおくことができる。
- 2 委員会は必要に応じて町民等に意見を聞くことができる。
- 3 委員長は、国の行政機関及び福島県その他の関係自治体の職員をオブザーバーとして出席させることができる。

(部会)

- 第7条 第2条に掲げる事項について検討するため、委員会に「人の復興部会」と「町の復興部会」 を置く。
- 2 部会は、委員会の委員により構成されるものとする。
- 3 第3条から第6条の規定は、部会に準用する。この場合において、「委員会」とあるのは「部会」、「委員」とあるのは「部会員」、「委員長」とあるのは「部会長」、「副委員長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。
- 4 部会長又は副部会長は、委員長、副委員長又は分科会長と兼ねることができない。
- 5 部会長は、検討状況を随時委員会に報告し、また、検討が終了したときは、その結果を委員会に報告するものとする。

(分科会)

- 第8条 部会は、必要に応じて分科会を置くことができる。
- 2 分科会は、帰属する部会の部会員により構成されるものとする。
- 3 分科会の運営及び検討方法に関し必要な事項は、部会に準ずる。
- 4 分科会長は、分科会での検討が終了したときは、その結果を帰属する部会に報告するものとする。

(庶務)

第9条 委員会、部会及び分科会(以下「委員会等」という。)の庶務は、関係課の協力を得て復興 推進課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会等の運営及び検討方法に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成28年6月1日から施行する。
- 2 双葉町復興町民委員会設置要綱(平成27年7月1日双葉町要綱第14号)は、廃止する。

2. 双葉町復興町民委員会委員名簿(部会員名簿)

(1)町民委員

		区分	氏 名	備考
	1	双 葉 町 商 工 会 長	田 中 清 一 郎	委員長
	2	双葉町商工会副会長	伊 藤 哲 雄	部会長
	3	農業者	木 幡 敏 郎	副部会長
	4	双葉町議会議員	白 岩 寿 夫	
	5	双葉町商工会理事工業部会部会長	横 山 久 勝	
	6	双葉町商工会理事	真 柄 正 洋	
町	7	双葉町商工会事務局長	髙 野 利 彦	
の	8	双葉町観光協会事務局	相 樂 比 呂 紀	
復	9	商工業者	坂 本 新 一	
	10	双葉町農業委員会会長	藤田博司	
興	11	JA 福島さくら双葉地区本部長理事	木 幡 治	
部	12	農業者	小 川 貴 永	
会	13	双葉町認定農業者協議会会長	澤 上 榮	
	14	行政区長会長/寺松行政区長	石 田 翼	
	15	下 条 行 政 区 長	作 本 信 一	
	16	長 塚 一 行 政 区 長	木 幡 智 清	
	17	長 塚 二 行 政 区 長	原 中 良 博	
	18	両 竹 行 政 区 長	齊 藤 六 郎	
	19	浜 野 行 政 区 長	菅 本 洋	







		区分	氏	名	備考
	20	教 育 関 係 町 民 有 識 者	岡 村	隆夫	副委員長
	21	双葉町社会福祉協議会長	髙	野泉	部会長
	22	県南双樹会長/自治会連絡協議会会長	舘 林	孝 男	副部会長
	23	双 葉 町 議 会 議 員	羽 山	君 子	
人	24	双葉町民生児童委員協議会会長	新 工	澄 子	
	25	ふたば福祉会施設長	岩 元	善一	
の	26	双 葉 町 教 育 委 員	山本	眞 理 子	
復	27	県 中 地 区 自 治 会 長	伊 藤	吉夫	
興	28	県北ふたば会副会長	髙 野	光 夫	
部	29	行政区長会副会長/細谷行政区長	大 橋	庸一	
	30	双葉町老人クラブ連合会会長	玉 野	憲一	
会	31	双葉町婦人会副会長	梅田	壽 嘉	
	32	夢ふたば人会長	中 谷	祥 久	
	33	双葉町復興支援員	山 根	光 保 子	
	34	双葉町体育協会副会長	石 川	榮 次	
	35	標葉せんだん太鼓保存会副会長	今 泉	春 雄	

(2)アドバイザー

		氏	名	所属機関の名称・役職名
1	間	野	博	県立広島大学名誉教授 福島大学うつくしまふくしま未来支援センター特任教授

3. 双葉町復興まちづくり計画(第二次)有識者 委員名簿

		氏	名		所属	専門分野等	備考
1	間	野		博	県立広島大学名誉教授 福島大学うつくしまふくしま未来支援 センター特任教授	都 市 計 画	議長
2	難	波	謙	1.1	福島大学 共生システム理工学類 教授 環境放射能研究所 所長	環境微生物学社 会 地 質 学	
3	Л	﨑	興	太	福島大学 共生システム理工学類 環境システムマネジメント専攻 准教授	都 市 計 画 ま ち づ く り	
4	丹	波	史	紀	福島大学 行政政策学類 地域と行政専攻 准教授	社会福祉理論 公的扶助論	
5	市	岡	綾	子	日本大学 工学部 建築学科 住環境計画研究室 専任講師	都 市 計 画 建 築 計 画 地 域 研 究	

1 154

有識者会議

- ○専門的なご提案をいただくため、上記5名 による有識者会議を4回開催しました。
- 〇町だけでは判断の難しい専門的な課題につ いてご議論いただきました。



4. 双葉町復興まちづくり計画(第二次)策定に関する意見書

双葉町復興まちづくり計画(第二次)策定に関する 意見書

双葉町復興町民委員会には、本委員会に加え、「町民の生活再建の実現に向けた取組に関すること」、「町民のきすなの維持・発展に向けた取組に関すること」、「町の復興・再興に向けた取組に関すること」、「双葉町への帰還に向けた取組方針」などについて議論を行うため、「人の復興部会」と「町の復興部会」を設置の上、それぞれ3回開催し、熱心な議論を行ってまいりました。

そして、本日、町から示されました「双葉町復興まちづくり計画(第二次)案」についても、委員各位から、様々なご意見をいただいたところであります。

今後、本日の委員会で新たに出された意見を含め、委員会・部会からの意見等を踏まえて町で計画を再精査し、「双葉町復興まちづくり計画 (第二次)」を早期に策定するとともに、双葉町復興に向け、計画に盛り 込まれた内容の早期実現をめざし、強い意気込みを持って取組みを進め ていただきますよう、お願いいたします。

また、本計画の策定後も町民参画の仕組みを継続し、取組みの進捗管理と効果検証を行う等、引き続き、町民との協働のもとで課題解決に取り組んでいただきますよう、お願いいたします。



平成28年12月1日 双葉町復興町民委員会

双葉町復興まちづくり計画(第二次)

発行年月:平成28年12月

双葉町 復興推進課

〒974-8212

福島県いわき市東田町二丁目19-4

電話:0246-84-5200(代表) FAX:0246-84-5212





